

○令和8年3月16日（月）

開議 午前10時00分

散会 午後4時40分

○出席委員（16名）

委員長	塩尻英明
副委員長	中村みなこ
委員	横山啓一
委員	笠井まなみ
委員	上野和幸
委員	植木だいすけ
委員	たけいし よういち
委員	沼崎雅之

委員	品田ときえ
委員	中野ひろゆき
委員	えびな 安 信
委員	菅原 範 明
委員	石川 厚 子
委員	高見 一 典
委員	中村 のりゆき
委員	松田 卓 也

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 高橋 ひでとし

○説明員

副市長	菅野直行
市民生活部長	樽井里美
市民生活部市民生活課長	今 賢太郎
市民生活部市民生活課主幹	鈴木智子
福祉保険部長	川邊 仁
福祉保険部次長	鈴木裕幸
福祉保険部福祉保険課主幹	尾藤真紀
福祉保険部生活支援課長	高桑和寿
子育て支援部長	向井泰子
子育て支援部子育て支援課長	香川秀頼
子育て支援部こども保育課保育推進担当課長	島 要 介
子育て支援部おやこ応援課長	柴田一彦
子ども総合相談センター所長	草野健一
健康保健部長	山口 亮

健康保健部次長	渡辺 顕 久
健康保健部健康推進課主幹	山本 東 美
教 育 長	和田 英 邦
学校教育部長	坂本 考 生
学校教育部主幹	田村 貴 史
学校教育部学務課長	江 渕 賢 一
学校教育部教職員課長	山下 聡 司
学校教育部教育指導課長	工 藤 秀 敏
学校教育部教育指導課主幹	中山 智 博
社会教育部長	田村 司
社会教育部文化ホール整備担当部長	田島 章 博
社会教育部次長	松野郷 正文
社会教育部文化振興課長	坂本 剛
博物館長	沼田 聡

○事務局出席職員

議会事務局次長	林 上 敦 裕
議事調査課長補佐	小 川 智 之
議事調査課長補佐	浅 海 雅 俊

議事調査課主査	岡 本 諭 志
議事調査課書記	桐 山 未 悠

○塩尻委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ15名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、品田委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、前回に引き続き、議案第14号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第15号、議案第19号、議案第21号、議案第24号、議案第30号ないし議案第34号及び議案第39号の以上11件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○松田委員 おはようございます。

今回は、人生の終わり方についてということで質疑したいと思います。

10年前もやったんですけど、なかなか、当時、副市長から、重い話でいずれは課題になるだろうっていう話をされたときに、まさか、今回、10年後にこういう質疑をさせてもらうということは思いませんでした。

今日は何の日ということで、毎日言っているんで、今日は3月16日、私の息子の誕生日です。東京に、大学から行って、帰ってこなくて、たまに帰ってくるんですよ。その中で話をするんですけど、父さん、亡くなるときどうする、その後はどうするという話をするんですよ。したら、子どもたちが集まってこう言うんですよ。父さん、死ぬ前に不動産だけ整理してくれと言うんですよ。そんな話をされたときに、僕は、ああ、そういうもんか、でも、死ぬときを知らないしという話はさせてもらいました。

ただ、子どもに言ったのは、仕事は大変だし、この北海道と東京は違う、東京へ行ったら、もう外国とも仕事をしているし、簡単に帰ってこられないんだ、だから、ぜひ、死ぬ前には一度会いたいときはあるけど、死んでからは無理して来なくていいよと。ね、分かんないから。そんな無理して来ることない、また、日を改め、来たほうがいいんでないかという話をさせていただきました。これは、今まで、僕が議員を15年やっていて、いろんな地域の人からお話を聞いた悩み事の一つから持ち得た私の結論であります。

皆さん、議員をやっているといろんな相談があると思います。まず一つ、僕ら、たけいしさんもそうですけど、プロパー議員はね、まず先に聞くのは孫の自慢、子どもの自慢、これが先に始まるんですよ。したら、こう回っていたら、見てくれ、うちの子どもはって、運動会で2位だって言って、言ったとき、僕らって、どうしますか。いや、走りは1位よりずっといいですよって、いずれはオリンピックの選手になりますよって、こういう話をしますし、学芸会を見せられたときは、いや、素晴らしいですね、いずれは芸能界に行くんですね、大体、こう、決まり言葉は決まっているんです。

でも、この言葉というのは、人生、始まりから来て、長く共有して、支援者の人たちとお話をし、時間を大切にできる時間です。結論は決まっているんですよ。かわいいですね、すごいですね、ね、そういう言葉しかないんですけど、やはり、そのおじいちゃん、おばあちゃん、また、お父さ

ん、お母さんは、見せたいところがある。今はスマホですからね。昔は、テレビで見せられて、巻き戻しをさせられて、ずーっと10分も20分も30分もね、委員長、そうですね、もう、それが仕事だったんですけど、でも、それはちょっとあれっと思うかもしれないけど、我々は、すごく共有できるという、その子どもの成長。

僕の同級生の子どもが北口榛花さんなんですけど、榛ちゃん、頑張ったねって言うけど、僕は子どものときは接していないから、ああ、すごいねで終わっちゃうんだけど、したら、あんた、冷たいねって言うんだけど、いや、冷たいじゃなくて、別に、今さら有名になったから行くわけにもいかないし、でも、心の中では楽しんでる。人間、生まれてきてから成長を楽しむということはすごくいいことだなと思います。

で、今、最近増えてきていることが亡くなり方の相談。今言ったとおり、僕の子どもは東京へ行っています。相談を受ける人たちは、みんな、東京に行って、うちの息子は帰ってこない、この家、どうしようか、葬式、どうしようか、共同墓に入れようか、共同墓は予約制か、こういう質問が結構あると思うんですよ、皆さん、委員の人たちは。そういうときに関わって相談を受けてあげるのが、僕ら地域の議員なんですよ。

その中で、いろいろな話をされたときに、取りあえずは、お父さん、子どもたちと話してくれと言ったときに、ばあちゃんがこう言うんですね。うちのじいちゃんね、まだ死なねえから大丈夫だって、だから、そんな話しないで、縁起でもねえって言うんだって。でも、僕がお母さんに言うのは、いつ亡くなるか分からないんだから、自分の死に方は決めておかなきゃならないという話をよくしているわけでありまして。

その中で、この前、うちの身内が亡くなったときに、まさしく、韓国へ行っているんですね、いところ。そのときに、話していたときに、ばあちゃんは、いやいや、あたしがいいって言うからいいんだって言うんだけど、これ、本当にもめますからね、皆さん、聞いておいてくださいよ。50万円以上、財産があるのと、葬儀の仕方が悪いってもめるんですよ、頼まれても。だから、僕は、亡くなる前に集まったとき、いや、うちの父さんが、そんな話するなって言うんですよ。でも、それは違いますよ。残された子どもたちが不幸になるということなんですよね。どうやって葬儀をするか、どうやって進めなきゃならんか、その後の、お母さんの、誰が面倒を見るのか、家はどうか、こういうことを考えていかなきゃならないっていうときに、葬儀が終わったときに、何でこんな高い棺おけを使ったんだとか、何で祭壇がこんな高い、いや、みんな、あるんだよね、それね、相談を受けたら。最後に言う人がいるんですよ。だから、そういうこともちゃんとしなさいよっていうことは、やっぱり、僕ら相談を受けた議員としては、そういうことも対応していかなきゃならないということです。

この前、そのおじが亡くなったときに一つ気になったことは、葬儀屋が、今日ね、多いんですよって言うのよ。何が多いのかといたら、火葬件数が多いという。松田さん、5分前でもいいから、10分前でもいいから早く始められませんか。そうしたら、今言っていた前段は、子どもの成長を見て、時間がたくさんあって、楽しむ時間なんですけど、人生最期の終わり方は、5分刻みで追われるっていうことなの。僕は、ちょっと、これ、違うかなと思っているんですよ。ねえ。最後のお別れ、たった3日間なのに、5分遅れることによって火葬ができない。こういう現状から、今回、僕は質問させていただきたいと思います。

まず最初に、4款1項4目の旭川聖苑管理費の予算概要をお示しください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 旭川聖苑管理費につきましては、旭川聖苑の維持管理に関わる費用を計上しており、事業費全体の予算額としましては、2億2千357万8千円となっております。

主な内容としましては、旭川聖苑で勤務する会計年度任用職員の人件費として2千34万8千円、燃料費及び光熱水費として7千705万6千円、火葬や清掃、施設設備の保守に要する委託料として1億1千625万4千円などとなっております。

○松田委員 2億2千万円近くのお金を今回支出しているということであります。葬儀の仕方もいろいろ変わってきました。その中で、旭川聖苑の中にある売店が撤退するというような話を聞きました。経過などを把握していることがありましたら、お示しください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 旭川聖苑の売店につきましては、平成12年2月の施設供用開始以来、東旭川地域の商工会会員を株主として設立された法人である株式会社聖苑が軽食・喫茶コーナーを併設した形態で運営してきております。同社からは、昨年9月に、経営環境が以前にも増して厳しくなっており、次年度以降の事業継続が厳しい状況になっているとの話がありまして、その後、社内協議を経て、令和8年3月末日をもって法人を解散すること、それに伴って、売店事業等の運営についても終了するとの方針が決定され、市に対し、正式にその旨の報告もいただいているところでございます。

○松田委員 今お聞きしました。供用開始以来、株式会社聖苑が、人生、人の終わり方を共に共有してやっていたわけでありますが、この撤退に至った要因についてはどう考えているのか、お示しください。

○今市民生活部市民生活課長 近年、家族葬の増加など葬儀形態に変化が生じておりまして、例えば、火葬1件当たりの会葬者数を見ますと、開苑当初の平成12年度の約30人に対し、令和6年度は約11人と大幅に減少し、この間、会葬者総数も25%ほど減少している状況にございます。

こうした状況を背景に売店利用者が減少してきており、さらには、仕入れコストや人件費の上昇などによる経費の増加などの影響もあり、経営状況は悪化し、事業継続の断念、法人の解散の判断に至ったものと伺っております。

○松田委員 30人から11人ということで、すごく少なくなって、身内の不幸があった人は分かるんですけど、昔は、バスで、いっぱいになって乗れないぐらい行っていた。今なんて、本当に5～6人しかいなくて、孫とかっていったら、ちっちゃいから車で行くわって言ったら、本当に5～6人の会葬バスが来ているっていう、そんな現状になっているんですね。

そして、今、休憩室だって、僕が、親戚が亡くなったときは、奥まで使うなど言ったんですよ。もう、10人や15人で、あんな、全部使う必要はないから、もったいないから、掃除が大変だから、みんな手前に集まんないって、こういうような、今ね、現状なんですよ。

それで、今お聞きしましたが、11人しか来ないわけですけど、今後、売店とか、飲食コーナーがなくなることに対する受け止めと、新年度はどうするか、今後の見通しについてお示しください。

○今市民生活部市民生活課長 売店及び軽食・喫茶コーナーは、開苑以来、長年にわたって会葬者の利便性向上に貢献いただいたものと考えております。

一方、道内他都市においても、火葬場の売店が撤退、あるいは経営状況が厳しい自治体が複数あると聞いておりまして、今回、会葬者数の減少や経費の上昇により事業継続を断念するに至ったことは残念ですが、取り巻く経営環境を踏まえるとやむを得ない状況とも認識しているところでございます。

新年度におきましては、これまで売店等が担ってきた機能の代替策として、自動販売機で取り扱う商品を拡充することとしておりまして、清涼飲料水のほか、従来、売店等において比較的売行きよかった軽食や菓子、アイスクリームなどの販売も予定しているところでございます。

○松田委員 葬儀の形が変わったということで、各葬儀場も売店が撤退しているということでありました。

あそこは、休憩室が広くて、コーヒーを飲んだりとかね、子どもは、いつまでも畳の上に座っていないので、あそこでアイスクリームを食べたり、ジュースを飲んだり、あと、弁当を持ってきているから、あんまり普通に食事はあそこではすることはないですし、あそこであんまり騒ぐというのなかなか難しいと思うんで、僕は致し方ないのかなと思います。これも、全て時代の流れで対応していかなければ、いつまでも、昔からやっているからと言って執着しても、僕は、いいことがないと思います。

今までは、葬儀をして会葬者が減ってきたということではありますが、一方で、年間の火葬件数が毎年増加していると思うんですが、件数の推移などをお示しできたらお願いいたします。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 年間の火葬件数につきましては、開苑当初の平成12年度は2千772件でありましたが、以来、毎年増加を続けており、平成24年度には4千件超え、令和4年度には5千件を超えておりまして、令和6年度は5千570件となっております。

○松田委員 一時期よりも大分増えて、5千570件ということで、大体倍ぐらい増えているんですよ。もうすごい数で増えているんですけど、今後、火葬件数の見通しについてはどうなのか、お示してください。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 国立社会保障・人口問題研究所発表の将来人口推計などによりますと、死亡者のピークは2040年頃と見込まれておりまして、本市における火葬件数につきましても当面の間は増加傾向が続くものと予測しております。

○松田委員 今後増加するというものでありました。私の身内が亡くなったときは、先ほど話したとおり、5分でも早く出ていくという、用意ドン方式で早い者勝ちと。だから、みんな突っ込んでくるから、15炉しかないんですか、16台目、17台目はバスの中で1時間も1時間半も待つというような状況になっているところに、ますます増えていくということでありまして、もっともっと待ち時間が長くなるし、なかなか人生の最期のお別れには不適切だというふうなことは思っていました。

今後、火葬件数の増加を踏まえ、これまでの本市の取組についてお示してください。

○今市民生活部市民生活課長 旭川聖苑におけるこれまでの対応といたしましては、平成22年度から友引日の臨時開業を開始しており、平成30年度には火葬炉を2炉増設いたしまして、現在の15炉体制とし、火葬件数の増加に備えてきたほか、昨年9月からは、聖苑における混雑緩和や到着時間の分散化を目的として、葬儀事業者から事前にオンラインで到着予定時間等の報告をいただくこととし、火葬の混雑状況を可視化し、リアルタイムで市ホームページにおいて公開する仕組み

を開始しているところでございます。

○松田委員 ちょっと聞きたいんですけど、葬儀業者から事前にオンラインで到着時間の報告を受けるといことです。ちょっと、もうちょい、これ、システムの説明していただければと思います。

○今市民生活部市民生活課長 従来、聖苑を利用する場合は、受入れ準備の都合上、葬儀事業者を通じて、亡くなられた方のお名前や聖苑への到着時間などを事前にファクスでいただいていたところでございますが、昨年来、キントーンを活用し、システムを構築いたしまして、葬儀事業者が必要な情報をそのシステムに入力して、あらかじめ報告をいただく方式に変更したところでございます。

今回の取組は、そのシステムに入力した聖苑への到着時間をリアルタイムで市ホームページで見られる仕組みとしたものであり、例えば、午前10時台には何件、11時台には何件、火葬が入ることが誰でも見られるような形になっております。このことにより、聖苑の混雑状況につきまして、葬儀事業者あるいは御遺族の方を含め、把握ができることから、その情報を見て火葬の日程を相談する、決めることができる、そうしたものとなっております。

○松田委員 今お聞きしました。なかなかいいシステムだと思います。

昨年9月から、火葬の申込み状況をオンラインで把握し、市ホームページで情報発信しているということですが、トラブルなどは起きていないのか、その効果についてお示ください。

○今市民生活部市民生活課長 今回の取組につきましては、葬儀事業者の御理解、御協力が不可欠でありましたことから、事前に説明会や試行期間を設けながら準備を進めてきたところであり、これまでのところ、運用面において大きなトラブルは発生しておりません。

また、火葬の受入れは、これまで友引日の翌日に集中する傾向にございましたが、分散化する動きも見受けられますことから、一定程度、混雑状況を可視化したことによる効果も現れているものと受け止めているところでございます。

○松田委員 全くそのとおりで、僕もこれを導入したときに葬儀業者にいろいろ回って聞いたんですけど、今までは、喪主さん、施主さんと話したときに、いいんだ、行くんだっていうのがあったんですけど、見える化することによって、その打合せのときに、事前に把握できて、その場で何か申請書を出せる、ネットで出せるんですね。ですから、順次申込みをしていけるんですけど、本当にいいシステムだということで、業者も言っています。

もうちょい早くできればよかったのになということでもありますけど、円滑に行って、これならある程度の件数はこなせるんでないかというお話を私は聞いたんですけど、聞いていますか。

○今市民生活部市民生活課長 導入当初はいろいろ御意見をいただいておりますけれども、今のところは順調に進んでいるというふうに認識しております。

○松田委員 そうですね、順調に進んでいて、本当に素晴らしいということで、よくそこに踏み込んでくれたことについては、業界も感謝しているわけであります。

この火葬件数が今後も増えていくということを考えると、将来的には、一步、もう少し踏み込んで、完全予約制を導入するということも一つは考えられるんですが、その見解をお示ください。

○今市民生活部市民生活課長 旭川聖苑におきましては、開苑当初と比較いたしますと、年間火葬件数は約2倍の5千件台に達している状況にございます。こうした状況を踏まえまして、これまで、

ソフト面あるいはハード面から火葬が増えることへの対応を図ってきたところであり、昨年9月から開始した混雑状況の可視化の取組につきましても、到着時間の平準化により、スムーズな火葬につながっていることを期待しているところでございます。

まずは、こうした取組の効果、実際の聖苑における混雑状況の実態を注視してまいりたいと考えておりますが、一方で、今後も当面の間は火葬件数の増加が見込まれますことから、5年先、10年先を見据えた中では、関係者とも協議、情報交換を行う中で、予約といった手法も含めまして、様々な角度から対応策を検討していく必要があると考えております。

○松田委員 亡くなる方が増える、葬儀件数が増加していく中で、旭川聖苑にも対応すべき課題がいろいろあると思います。今後の施設管理運営に当たり、見解があればお示しください。

○樽井市民生活部長 旭川聖苑は、平成12年の開苑以来、市内唯一の火葬場として多くの方々に御利用いただき、市民生活に不可欠な社会インフラとして重要な役割、使命を果たしてまいりました。

当施設は、収骨を待つまでの時間が約2時間程度でございます。その間、御家族や御親戚の皆様が、やっぱり、それぞれ故人への思いをはせながら、厳粛に、穏やかに時を過ごされる場でありまして、会葬者にとって、少しでも、ストレスもなく、快適に御利用いただけるよう、環境づくりは大変重要と考えております。

そうした意味におきましても、火葬件数が増加する中で、混雑を緩和し、いかにスムーズに火葬業務を進めていくか、あるいは、会葬者の利便性を図るための機能をいかに確保するか、さらには、今後、老朽化が進む施設へどう手当てをしていくかなど、施設運営に当たっては様々な課題があるものと認識しているところであります。

今後も、多死社会と言われる社会情勢の中で、旭川聖苑がしっかりとその役割を果たしていくために、限りある財源の中で、我々としましても、しっかり知恵を絞って、時代に合った施設運営を進めてまいりたいと考えております。

○松田委員 先ほども話しましたが、生まれてから、人生の最期は、焦らず、3日間しかないんだから、少しぐらい、5分、10分、競わないように僕はすべきだと思います。

このシステムができて、私の友人の親が亡くなったんですが、葬儀午前11時、11時ですよ。もうびっくりしまして、大丈夫かと言ったら、家族が、もう親戚はそんなに来ないから、ゆっくりやるって言うんです。前の日も、みんなでお酒をいっぱい飲んで、11時だからゆっくり出てこいやっていう話になったときに、いとことか、遠くのおじさん、おばさんらが来て、うわあ、久しぶりだなあっていう、ここで出会えたと。これは、結局、親が亡くなった縁でまたお会いできたということで、すごく感謝していました。こういうこともあるんだねと。今までは、レッツゴーだから、そんなことを言っていたら何時になるか分からなかったんですけど、そして、いや、よかったわって、旭川もそんなことになるんだっていうお話をされていました。

そこで、部長ね、よくこの葬儀業者と一緒に話をして、このシステムを考えて、市民に最期の時間をつくってくれることを考えた、僕、職員は大したものだと思うんですよ。恐らく、何回もやりたい人は、早い者勝ちで、業者ね、1回行ったら2回目やろうというところが僕は絶対あったと。これを、何とか説得して、そういうことをなくすということを説得した、僕は、職員は大したもの、そして、このシステムを考え出したのも大したもの。

そのことについて、部長、どう思っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○樽井市民生活部長 今、委員のほうからお話がありましたけども、このシステムを導入するに当たっては、かなり、担当者のほうでもいろいろな考えをしまして、説明会というのも何度もさせていただきました。

その中で、やはり、葬儀事業者さんの御意見等も踏まえながら今の形ができたという部分では、本当に職員のほうもすごく頑張ったと思いますし、先ほど課長からありましたけども、まずはこのシステムを順調に運用していく中で、また、先ほど委員のほうからありましたけども、例えば、予約システムというところも今後検討していく必要があるかなというふうには考えているところでございます。

○松田委員 そうですね。みんな、給食だ、何とか費だ、何とか費だと言うけど、この亡くなり方ってというのは、あまり、僕も15年やっているけど、ここまでやったということは、僕は経験がなくて、ちょっと難しい案件だなと思うんですけど、やはり、人間、生まれれば、最期は亡くなるということであります。

よく、頑固おやじが必ずいて、俺は誰にも世話にならんで死んでいくって言う人がいたよね。でも、僕らってというのは、最期は誰かのお世話にならなかつたらならないんで、おじさん、何言ってるのって言う人がいたんだけど、今、なかなかそういう人もいなくなって、親戚もあんまり来なくなっちゃって、何か寂しい時代になってきたなと思うんですけど、できれば、5分でも10分でも、最期のお別れを来た人に与えられるようなシステムをつくっていただければと思いますので、これについては、以上で終わらせたいと思います。

次、3款1項1目の行旅人法・埋葬法対応費について聞きたいと思います。

今、葬儀業界からお話を聞いたときに、今みたく整理ができていない、混んでいるときに、身寄りのないとか、人が、変死って言うんですか、正確に言うと。そういう人がいて、要するに、件数をやりたいから、どーっといっぱい来ちゃって、普通の遺族が来ている葬儀ができなくなったっていう相談を受けてから、これ、始まったんですよ。そして、そんなにいないんだよっていうことでありますけど、そんなにいないと聞いたのが、そんなにたくさんいて、僕も今びっくりしているんですよ。

それで、この行旅人法・埋葬法対応費について、事業概要についてお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 亡くなった方の御遺体の引取り手がなく、火葬を行う身寄りの方がない、または判明しない遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律において、所在地や死亡地の市町村が火葬等を行うとされております。このため、病院や施設から、あるいは、亡くなってから自宅で発見された方などに関しては警察から、遺体の引取り手がないと連絡があった方については、本市が遺体を引き取り、火葬を行うこととなります。

事業費でございます。

遺体の引取り、火葬、遺骨の保管などに関する経費でございまして、主なものといたしましては、遺体の移送委託料が215万2千円、遺骨の保管に係る委託料が49万6千円、遺体の死体検案料が47万4千円などであり、全体の事業費は316万4千円となっております。

○松田委員 今お聞きしました。移送料や死体検案料の額からいってもそれなりの件数という予想はつきますが、年間、実際どのぐらいの件数があるのか、過去5年間の推移をお答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 引取人のない遺体として本事業において火葬を行った件数でございますが、令和3年度は17件、4年度は33件、5年度は40件、6年度は37件、7年度は現時点で35件となっております。また、8年度予算では50件を見込んでおります。

また、同じ引取人のない遺体でありましても、亡くなられた方が生活保護受給者の場合は、生活保護法における対応となりますので、今申し上げた本事業における火葬の件数には含まれませんが、遺骨の保管に関しましては、本事業で委託している市内の宗教法人で併せて保管をしております。本事業と生活保護法とを合わせれば、引取人のない遺骨を毎年80件から100件ほど、市ではお預かりしているところでございます。

○松田委員 今お聞きしました。最初は、僕は10件、20件という話を聞いていたんですけど、実際は合わせると100件近くの方の引取り手がないということでもあります。年間100体ずつですか、もう、結構な、僕は数だと思ったんですよ。

したら、これだけの数を、事業費の財源はどうなっているのか、お示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 火葬等に要する費用につきましては、亡くなった方に遺留金がある場合はまずそれを充て、不足分を市で立て替える形でお支払いした後に、亡くなった方の預貯金調査を行って市で負担した分の回収作業を進めることとなります。調査の結果、一定の預貯金が見つかる方は少なくありませんので、年による増減はございますが、事業費の半分ほどは回収できております。令和6年度決算では、回収額は171万5千円で行いました。

○松田委員 後から費用をある程度回収できるということでもあります。

市の負担はあるし、特に、僕は、職員の事務量が増えれば、市の負担は相当なものがあって、職員も大変な思いをしていると思うんですよ。

これについて、担当部局としてはどのように考えているのかをまたお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 引取人のない遺体を市で引き取ってほしいという連絡が来るのは突然でありまして、土日になることもございます。そのため、生活支援課では、夜間、休日でも市役所当直からの連絡に対応できるようにしております。また、火葬の際は、生活支援課の職員が収骨を行っておりまして、年間40件近くこの収骨作業に従事することには負担感がございます。もちろん、火葬後に実施する相続人や預貯金の調査、それに伴う相続人や金融機関への連絡などの事務量も非常に大きなものがございます。

令和6年に、厚生労働省が本事業に関して全国自治体の実態調査やアンケート調査を実施しております。その報告書によれば、自治体から、死後事務の委任をはじめ、本人が生前から死後の手続に備えておくことの重要性について普及啓発すべきという意見があったということでもございました。

本市の担当部局といたしましても同様の思いを抱いているところでありまして、例えば、死後のことに関する本人の意思や希望が生前から周囲に伝えられて、そのことが亡くなったときに確認されるような何らかのシステムがあれば、葬儀もなく、お墓もないような本事業による対応とならなくて済んだケースがあったのではないのかなと感じるところがございます。

○松田委員 今お話しされたとおり、職員にもかなり負担がありますし、追跡も大変だということでもありました。

10年ぐらい前に、僕、掛川市の健康医療基本条例ということを勉強しに行ったんですよ。

「健康寿命をのばそう！アワード」とかって、厚労大臣優秀賞を取ったんですけど、共生社会の条

例をつくりたいということで、もう10年前から調査していて、このまちに行ってきました。その中で、議会が、要するに、最後は、亡くなり方までノートに、エンディングノートっていう話を、そして、ここで、1回、委員会でもやらせてもらったんですけど、もうそこまで必要ないかなっていう、僕は、そのとき、思っていて、当時の副市長も、まあ、いずれはねみたいな話はしていたんですけど、現状で、旭川がもうこのそばまで来ているということだったんですよね。よく、掛川市は、やっぱり、議会でももめたみたいです。人の死に方、何でやるんよって、行政が条例でみたいなことでやったんですけど、全会一致でこれがなったということでもあります。死後のことに関する希望とか、どうしたいとか、病院に入ったら延命はしないとか、そういうふうを書くようになっているんですよ。ですから、これ、一回、みんなで見に行けばいいかなっていうふうに僕は思っているわけでありまして。

引取り手のない状況で亡くなられる方は、これからもますます増えると思います。市として、条例制定などもして、これまでにない対策を検討していかなければならないと考えますが、お示しください。

○川邊福祉保険部長 本件については、先日も植木委員から同様の御質疑があったところであります。そのときの答弁の中で、私も、亡くなった方の意思や尊厳、あるいは伝統的な葬儀文化と、行政が、資源的な制約の下、行う直葬を比べたときの情緒的な部分ですとか、あるいは、人口構成の推移を踏まえたその時々々の価値観あるいは行政施策の在り方など、構造的なものとのほざまの中で、今現在、まだ自身としても正解を持ち得ていない、そんなようなことをお話ししたところであります。

ただ、今回の質疑の中で、松田委員からも様々な事例を通じて言われるとおり、今後、こうした傾向はより一層顕著になるということは明らかですし、私自身もそのように捉えております。

そこで、新年度におきましては、市が、今、持ち得る行政資源の中で、これに対してどういったことができるのか、これを行うに当たり、どういったものが必要で、どんな課題が出てくるのか、こういったことを他都市の事例研究などを通じて考えてまいりたいなというふうに思っております。

先日も、私が申し上げましたとおり、我々の仕事というのは、人と社会に向き合い、一つ一つ課題を解決していくことだというふうに思っております。引き続き、そんな姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

○松田委員 民生常任委員会で、終活というテーマでみんなでやっついこうということでまとまりました。すごく重い感じなんですけど、かなり一生懸命勉強して、これをテーマとしてやっていくわけですから、理事者も一緒にこれを調べて、旭川によりよいあれを構築していくべきだと思うんですけど、もう一回、部長、どう思いますか。

○川邊福祉保険部長 私どももそのように思っておりますので、市議会と私どもというのは、立場は違えど、やはり、立場が違った中で、どういったまちづくりが望ましいかということを知恵を出し合って考えていくものだというふうに思っておりますので、そのような形で進めていきたいと思っております。

○松田委員 そうなんですよね。生まれてからここまで、まちづくりなんです。部長、そうなんです。ですから、このまちづくりには、ここは外せない、僕は案件だと思います。これは、やっぱり、議会としても、理事者としても、一緒に共に向かってやっついかなきゃならない、すごく

重要なわけであります。

今回は、人生最期の終わり方ということで質疑させてもらいました。今後、旭川市がこれについてどういうふうに取り組んでいけばいいのか、副市長、一言いただければと思います。

○菅野副市長 ただいま松田委員さんの御質疑を聞いて、人ごとではないなというのがまず最初に実感したところでございます。まさに、私もそこについては今悩んでいるところでありまして、自分のこともそうですし、私の両親はまだ元気に生活してございますので、元気と言っても90歳になりますから、全部が全て、自分でできるわけではございませんので、最終、どうやって、それが、いずれ、質疑にもあったように人生の最期を迎えるわけでございますので、どのように送るのか、あるいは、持っている不動産をどうやって処分できるのか、本当に考えなきゃならないことはたくさんあるわけでありまして、さらに、自分がどうするかということも、まさにそのとおりであります。

本来、亡くなった後の葬儀であったり、あるいは、どのような形でお骨を整理するのかというのは個々の問題でございますので、それぞれの方には事情が異なりますから、行政がどこまで踏み込めるのか、難しい課題はあるというふうには思いますけれども、少なくとも、委員の御指摘があったように、最期ぐらいいは、不安なく、ゆっくり、その方のお考えに合わせて過ごせるような状況がやはり望ましいのかなと思いますし、そういう環境づくりについては、行政がある程度責任を持ってやることなのかなというふうに思っています。

いずれにしても、亡くなった後、どうするかについては、本当に社会問題化しつつあるような現状もございますので、やはり、行政としてもそれに応えていく必要がございますし、個々の問題と行政的な役割というのは非常に難しいところがありますけれども、市民の皆さんとともに、本当に一生懸命考えていくことが、まずは行政として必要な姿勢なのかなというふうに考えてございます。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 おはようございます。

民生分野最後ということで、よろしくお願いいたします。

最初に、保健事業費について伺います。

ある小学校の養護教諭の方が、子どもの生活習慣病が心配なんだと話しておりました。生活リズムの乱れや偏食による肥満など、個別に指導はしているのだけれども、改善がなかなか難しいという話でした。そうになってしまう背景はいろいろあるんですけれども、残念ながら、よく聞く話でもあります。

今回、そこに関連する事業として、保健事業費について質疑させていただきます。

初めに、令和8年度の予算額と内訳及び事業概要について伺います。

○山本健康保健部健康推進課主幹 保健事業費の令和8年度予算額は、健康相談などに対応する会

計年度任用職員２名分の給与等として３８９万４千円、生活保護受給者健診の委託料として１７６万円、消印費として６０万６千円、その他通信運搬費や使用料など３９万８千円、合計６６５万８千円を計上しており、財源は、国及び道の補助金等が３８７万５千円で、一般財源が２７８万３千円となっております。

事業概要につきましては、主体的に健康づくりに取り組む市民を増やし、健康の保持増進に資することを目的とし、生活習慣病の発症及び重症化予防に必要な指導及び助言、正しい知識の普及を行うものであります。

○中村みなこ委員 それでは、保健事業の具体的な内容について御説明願います。

○山本健康保健部健康推進課主幹 保健事業の内容についてであります。一般的な市民向けの健康相談や、熱中症、シックハウス症候群、石綿被害に関する相談、そして、市民や団体、企業を対象に健康に関する様々な知識を伝え、健康増進に向けた生活習慣の改善や行動変容につなげていただくための健康教育、それから、生活保護受給者を対象とした健康診査を実施しております。

○中村みなこ委員 大きく分けて、健康相談、健康教育、健康診査に取り組んでいるとのことでした。

それでは、健康教育を中心にお伺いしたいと思います。

主な取組内容と実績についてお示ください。

○山本健康保健部健康推進課主幹 健康教育の事業内容についてであります。企業や地域の団体、学校等におきまして、栄養、歯の健康、喫煙防止や生活習慣病予防のための講話などを行い、知識の普及と健康意識の向上を図るミつける健幸講座、大学・専門学校生、子育て・働き盛り世代を中心とした幅広い年代層に、推定の野菜摂取量を測るベジチェックなどの測定機器を活用して健康状態に見える化し、栄養や運動などの講話と組み合わせて行動変容を促すきづきplus、地区組織などと連携した健康づくりなど、幅広い対象層に対しまして健康教育を実施しております。

健康教育の過去３か年の実績であります。令和４年度は年間２０回開催し、４０３人の参加、令和５年度は３１回、６４７人、令和６年度は６５回、２千９６３人となっております。

○中村みなこ委員 令和６年度の参加数は約３千人で、力を入れて取り組まれた結果ということで、大変素晴らしいと感じたところです。

さて、各種保健事業の目的は生活習慣病の予防であるとのことでした。生活習慣病は、今、誰もが知っている病気であり、誰もがなり得るごく身近な病気です。平成２５年から開始した健康日本２１では、２０２５年にはメタボリックシンドローム予備群を含む該当者を２５％減少させるという目標でしたが、８％増えて悪化、ほかにも、睡眠による休養を十分に取れていない人の割合や、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒者の割合なども悪化しているという大変残念な結果となっております。

それでは、本市の生活習慣病の現状はどうか、お伺いいたします。

○渡辺健康保健部次長 第３次健康日本２１旭川計画においてお示しした生活習慣病の現状を申し上げますと、国保特定健診の結果から、メタボリックシンドローム予備群は減少傾向にあります。該当者は増加していること、また、市民の各疾患の標準化死亡比、いわゆるSMRから、本市では虚血性心疾患、腎不全による死亡率が特に高くなっていることなどが分かっております。

また、令和６年３月に公表された第３期旭川市国民健康保険保健事業実施計画、第４期特定健康

診査等実施計画における生活習慣病の有病状況によりますと、男女ともに、高血圧の割合が高く、20%を超えていること、特定健診受診者の約5割が、ヘモグロビンA1c、血圧、LDLコレステロールのいずれかの所見を有していることなどが示されております。

なお、生活習慣病の一つであるがんにつきましては、本市の死因第1位であり、死亡者全体の約3割を占める状況となっております。

○中村みなこ委員 なかなか深刻な状況であると理解いたしました。

そこへ目がけての取組も進められてきたと思います。生活習慣病予防に関わる主な取組と実績についてお示してください。

○渡辺健康保健部次長 生活習慣病の予防に係る取組と実績についてですが、病気の発症を予防するための取組として、先ほど御報告させていただいた健康教育のほか、市内の公民館や住民センターなど、計15か所の日替わり会場と総合庁舎で実施している健康相談、今年度5回開催し、延べ625人の市民に御参加いただいた、総合庁舎や市民交流センターに設置した測定スポットの常設体組成計等を活用した健康測定会、今年度2千994名の方に御来場いただいたあさひかわ健康まつりなどの普及啓発イベント、本年3月時点で約1万7千人の市民に御登録いただいているあさひかわ健幸アプリを活用した取組などを実施しております。また、早期発見、早期治療のための取組として、生活保護受給者の方を対象とした健診、国保特定健診及び特定保健指導、がん検診などの取組を実施しております。

各健（検）診の令和6年度の実績で申し上げますと、生活保護受給者等健診は110人、国保特定健診は法定報告の速報値で1万2千230人、特定保健指導は法定報告の速報値で指導が終了した者が241人、HPV検査とピロリ菌検査を含めたがん検診全体の受診者は延べ5万2千665人となっております。

○中村みなこ委員 これらの生活習慣病の予防に取り組んできた結果、どのような効果、また、どのような課題があるのか、お伺いします。

○渡辺健康保健部次長 生活習慣病は、自覚症状がないまま長期間進行し、発症に至ることから、生活習慣病予防に係る各種保健事業の取組の実績の増減が短期間で生活習慣病の予防に結びつくかどうかについての効果判定が難しい側面がございますので、令和11年度の第3次健康日本21旭川計画の中間評価に向けて、引き続き取組を進めてまいります。

また、課題といたしましては、適正体重の維持やバランスの取れた食生活、身体活動量の増加など、生活習慣病の要因となる生活習慣についてより多くの市民に知っていただき、生活習慣病予防や健康づくりに取り組んでいただくことなどが挙げられます。

○中村みなこ委員 生活習慣病の予防については、より早い時期から関心を持ってもらうことが大事だと認識しております。生活習慣病は、大体、成人期、老年期に発症しますが、小児期に生じることもあると聞いております。その後の動脈硬化もより早く進行すると思われていると聞いています。

生活習慣づくりは子どもの時期から始まりますので、子どものうちに望ましい生活習慣を確立することは大人になってからの健康維持にも大きな影響を持つと考えますと、子どもへのアプローチが大事だと考えます。

そこで、お聞きいたしますが、子どもたち向けの取組と実績についてお示してください。

○渡辺健康保健部次長 生活習慣病予防のための子ども向け取組と実績についてですが、今年度は、健康教育事業のミつける健幸講座において、親子で楽しみながら健康について学べる体験型講座を2回開催し、親子合わせて49名の方に御参加いただきました。また、小中学校へ出向いて行う健康講座を8回実施し、314名の児童生徒に対して生活習慣病予防に関する啓発を行っております。

なお、子ども向けではございませんが、大学生、専門学校生などの若年層を対象とした健康づくりのアプローチを12回実施し、454名の学生に対し、生活習慣病予防の意識づけを図ったところでございます。

○中村みなこ委員 小中学校への出前講座、健康講座、学生さんにもアプローチして健康教育を行っているとのことで、幅広い取組をされていることを理解いたしました。

生活習慣病については、小学校でも中学校でも、保健体育の授業で学校で学びます。そのときに健康講座を実施することは大変効果的だと考えております。今年度、健康講座は8回の実施とのことでしたが、今後、実施校数が増えても健康講座の回数を増やしていくことは可能なのでしょうか。

○渡辺健康保健部次長 健康教育をはじめ、保健事業全体の実績が増えている中、出前で行う健康講座につきましては、さらなる需要の増加に一定程度対応可能な状況にあり、具体的な回数をお示しすることは難しいところですが、小中学校向けの健康講座の回数を増やすことも可能な状況であると考えております。

引き続きではありますが、健康教育に対する学校側のニーズの把握に努めるとともに、生活習慣病予防に関心を持っていただけるよう周知に取り組んでまいります。

○中村みなこ委員 まだまだ対応可能ということですので、今までの周知に加えて、教育委員会の出前講座一覧にも掲載するなど、さらなる周知に努めていただいて、より多くの子どもたち、そして、保護者にも健康教育を通して正しい情報等を伝えていただきたいと思います。

それでは、最後に、生活習慣病予防の取組の今後の方向性についてお示してください。

○渡辺健康保健部次長 今後の生活習慣病予防の取組についてですが、幼少期からシニア期に至るまでの一つのライフステージの生活習慣や健康状態は、その後のライフステージの健康状態にも影響を与えることから、幼少期を含む若い世代や健康への関心が薄い市民に対して、本市の生活習慣病の現状についての情報をはじめ、生活習慣病の予防や健康づくりの取組の重要性について啓発するため、様々な媒体や機会を捉え、情報発信に努めてまいります。

生活習慣病は、予備群、発症、重症化、合併症と長期間にわたって徐々に進行していきますので、生活習慣病の発症及び重症化予防に必要な指導及び助言、正しい知識の普及を行う本市の保健事業の取組を継続するとともに、行政だけではなく、地域や医療関係の団体、企業、学校などと連携しながら、健康無関心層への行動変容からハイリスク者への働きかけや、健診の受診率向上などの生活習慣病等疾病の発症予防及び重症化予防を図るための取組を進めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 今後とも、子どもたちをはじめ、より多くの市民に行き渡る事業にしていっていただき、この事業の目的、主体的に健康づくりに取り組む市民を増やしていけるよう努力していただきたいと思います。

以上で、この項目は終わりといたします。

次に、無料低額診療事業についてお伺いしたいと思います。

病気になって受診したいけど、お金がないですとか、急に入院が決まったけど、経済的に無理で、経済事情によって医療にかかれないという方が残念ながらいらっしゃいます。そんな方でも安心して診療を受けられるように、医療機関が実施しているのが無料低額診療事業です。それに伴って、本市では、無料低額診療事業調剤処方費用助成を行っております。

まずは、この助成の概要について御説明ください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 社会福祉法は、生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う無料低額診療事業を第2種社会福祉事業として位置づけており、本市では2か所の医療機関がそれを実施しております。

無料低額診療事業は、経済的な理由により医療費の支払いが困難である方が、医療機関から必要と認められれば自己負担金の減免を受けられるという制度でございますが、その適用を受けている方でも、医療機関外の保険薬局が処方する、いわゆる院外処方減免の対象に含まれていないため、通常の負担が生じるところでございます。このことを踏まえ、保険薬局による調剤処方費用の全部または一部を市として助成しているのがこちらの事業でございます。対象者は、市内に居住し、市内に所在する無料低額診療事業を実施する医療機関からその事業の適用を受けている方としております。

○中村みなこ委員 本市では、道北勤医協一条通病院と一条クリニックの2か所で無料低額診療を行っており、調剤処方費用助成事業の薬局は市内全地域に29か所もあります。お金がないから病院に行けない、薬が買えない、そんなことはあってはならないわけで、そのために今の御時世に必要な事業であると考えます。

この事業に取り組まれるようになった経緯についてお伺いします。

○高桑福祉保険部生活支援課長 市で助成する以前から団体として医療機関外の保険薬局の調剤処方費の助成を行っていた道北勤医協友の会連合会から、要請書や数千人の方の署名の提出があったことなどを受けまして、平成25年度から開始されたものでございます。

○中村みなこ委員 市民の要望で実現し、開始して12～13年になる事業とのことでした。

それでは、予算額と決算額、助成の件数と金額の推移をお示しください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 予算額は、令和5年度と6年度は468万円、7年度は370万円であります。決算額は、令和5年度は232万3千円、6年度は213万4千円、7年度は見込みで199万1千円であり、助成件数は、令和5年度は668件、6年度は579件、7年度は見込みで544件となっております。助成金額は、各年度とも決算額と同額でございます。

○中村みなこ委員 ここ3年間でどんどん減ってきているのが分かりました。

まずは、事業の現状、効果についての認識をお伺いいたします。

○高桑福祉保険部生活支援課長 昨今の物価高騰の影響を強く受けている生活困窮者の方々の受診控えや治療中断を防ぎ、一層の困窮、生活保護への移行などを防止するという効果があるものと考えております。

○中村みなこ委員 道北勤医協が出しているニュース、「道北の医療」というものがあるんですけども、その今月号に無料低額診療の記事が載っておりました。一条通病院に寄せられた相談事例が載っていましたので、2つほど紹介いたします。

40代女性、家族4人暮らし、夫は勤めていた会社の経営不振により1年前に職場を解雇され、

その後は夫婦で自営業を行っていましたが、光熱費・物価高騰により経営状態は逼迫、さらに、子どもたちの入学や修学旅行費用で大きな出費が重なり、医療費の支払いは厳しいと考え、受診を控えていました。家族全員、体調不良でも病院には行かず、市販薬で済ませていましたが、制度が適用されて受診できるようになりました。もう一つの事例は、70代男性、脳梗塞後のリハビリ目的で一条通病院に転院、失語と左手足の麻痺の後遺症があり、復職は困難な状態、預金もなく、収入状況は生活保護相当だったので生活保護の相談をしましたが、一定額の年金があり、入院中の基準では生活保護の対象になりませんでした。退院後に生活保護を申請するため、入院中は無料低額診療を利用し、安心して療養することができましたとありました。これを読むと、適切な福祉につなげる入り口としても機能しているのかなと思ったところです。

そして、このニュースには、その相談例の記事とともに薬代の公的助成として本事業が紹介されています。このように、この制度を利用していただくことで安心して医療にかかれる方々がいて、大変喜ばれているわけです。

しかし、課題もあると思われます。どのような点が課題となっているのか、お伺いいたします。

○高桑福祉保険部生活支援課長 課題といたしましては、現在、旭川市社会福祉事業基金を財源としております。そのため、基金の残高や基金を財源とするほかの事業の実施状況により、予算額が左右される可能性があるということが課題として挙げられるものと考えております。

○中村みなこ委員 財源が課題とのことでした。

ほかに、周知についても課題だと思われます。この物価高騰で生活に困窮している方は確実に増えているはずなのに、助成件数が減っています。現在、どのように周知を行っているのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 本市のホームページにおける事業の紹介と、こうほう旭川市民「あさひばし」に年1回掲載のほか、児童生徒の保護者へ配付される就学援助のお知らせの添付資料においても、生活にお困りの方への支援制度の中でこちらの事業が紹介されております。また、無料低額診療事業そのものの紹介ということではございますが、生活保護の相談窓口や自立サポートセンターなどで、医療費の支払いに窮しているという相談者の方に無料低額診療事業についての資料を配付することがございます。

○中村みなこ委員 引き続き、必要とされる方に行き届くような周知に努めていただきたいと思います。

次に、このような事業を実施している自治体はどれぐらいあるのでしょうか。平成30年の答弁では全国6つと示されていましたが、現在の状況についてお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 全国の自治体の実施状況に関するはっきりとした資料はございませんが、昨年6月に福井市が実施した無料低額診療事業に係る調剤処方費の助成制度の実施状況に関する調査、その調査結果によりますと、適用期間などに違いはございますが、本市を含め、10の自治体で助成事業を実施しているということでありました。中核市では青森市、高知市と那覇市、道内主要都市では苫小牧市と帯広市で実施しております。

○中村みなこ委員 なかなか広がってはいない状況だと分かりました。

医療にかかれない方への支援なので、国として取り組んでいく制度にしていかなければと思います。国に対しての要望は行っているのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 国に対しましては、社会福祉法に定める第2種社会福祉事業とし

て、生計困難者のために無料または低額な料金で調剤処方を行う事業を追加することについて要望を行っております。

○中村みなこ委員 全国的に見ても取り組んでいる自治体が少ない中、平成25年以来続けてきたこの事業を本当に誇らしく思っております。

改めて、本事業が果たしてきた役割の認識を伺います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 社会福祉法の規定が医薬分業が進んだ現状とはそぐわないものがある中にありまして、その部分を補完するものとして、生活困窮者が医療機関外の保険薬局による調剤処方費用の負担に窮することなく、安心して医療機関の受診ができる体制づくりに本事業は寄与してきたものと認識しております。

○中村みなこ委員 今後も、ぜひ続けていただきたいと思います。

最後に、今後の方向性をお伺いいたします。

○高桑福祉保険部生活支援課長 本市においては10年以上継続している事業でございますが、全国の自治体からの事業内容の問合せが定期的でございます。その調査結果をいただくたびに、この事業を実施している自治体は極めて少ないんだなということに気づかされているところです。多くの方にとって、生活困窮に陥る最も大きな原因となっているものが、病気とそれに伴う医療費、いわゆる病院代と薬代でありますことは、生活保護の相談や申請の担当窓口である私どもとして、日々、実感しているところでございます。

この事業で支援できておりますのはその一部でありまして、助成件数も助成金額もささやかなものではございますが、生活困窮者の方が必要な医療を受けるための一助となるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 今も全国から問合せが来ているとのことで驚きました。それだけ、どこでも必要性が増している現状なのだと思いますし、10年以上続けている本市に倣おうとしている自治体があるということでもあります。

無料低額診療事業研究フォーラムの開催報告を見ると、旭川のソーシャルアクションで実現した本事業実施についての記載がありました。さらに、隣接自治体に拡大されている一方、療養の場が、病院だけでなく、自宅や施設へと多様化し、本事業があっても、訪問看護や介護サービスが無料低額診療の制度でカバーされず、経済的な理由で看護・介護サービスを控えてしまう課題も報告されておりました。今は、どの病院でも経営が厳しい中、より一層の拡充は大変難しいとは思いますが、大変貴重で大事なすばらしい事業です。ぜひ継続していただきたいとお伝えいたしまして、この項目を終わりたいと思います。

それでは、3つ目です。

地域共生社会推進費についてです。

今年1月に、国の重層的支援体制整備事業交付金が大幅に減額となるという報道がありました。第4回定例会でこの交付金を主な財源として進められているひきこもり支援をもっと拡充すべきだという趣旨の質問をしたばかりでしたので、本市に大きい影響があるのではないかと大変心配になったところです。

そこで、影響を受けられる地域共生社会推進費について質問させていただきます。

初めに、概要と予算額についてお答えください。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 地域共生社会推進費は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を整備するため、民生委員や社会福祉協議会などの地域福祉の担い手を側面的に支援する役割を持つ地域まると支援員を配置し、複雑化、複合化した問題を抱える方に対する個別支援と、困り事を身近で支え合って解決するための地域づくり支援を行う事業であります。

令和8年度の予算額は、歳出では、地域まると支援員の配置に伴う委託料7千394万9千円、その他事務費が14万7千円、歳入では、重層的支援体制整備事業交付金として、国庫支出金から3千243万7千円、道支出金1千621万8千円で、介護保険事業特別会計からの繰入金922万1千円のほか、一般財源が1千622万円です。歳入歳出合計額7千409万6千円を計上しております。

○中村みなこ委員 それでは、地域共生社会の実現に向けて取り組む重層的支援体制整備事業交付金の概要をお答えください。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 重層的支援体制整備事業交付金は、住民の多様な支援ニーズにきめ細かく対応するため、高齢者をはじめとする各分野の相談支援や地域づくりを、属性を問わず、一体的に実施するとともに、複合的課題を抱える方々への継続的な伴走支援を強化することによる重層的支援体制の整備を目的に交付されるもので、主に3つの事業で構成されています。

1つ目の包括的相談支援事業は、生活困窮者の相談窓口である自立サポートセンターや、高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターなど、高齢、障害、子ども、子育て、生活困窮分野の相談支援を、属性を問わず、一体的に行おうとする事業です。

2つ目の地域づくり事業は、地域介護予防活動支援事業や生活支援体制整備事業、地域活動支援センターの運営等を通じて、通いの場やボランティア活動を推進する事業でございます。

3つ目の多機関協働事業等は、包括的相談支援で対応困難な複雑化、複合化した事例に対し、アウトリーチによる訪問や伴走支援を実施し、本人の抱えるニーズを把握して、支援関係機関との調整や役割分担を行って支援の方向性を定めるものでございます。

○中村みなこ委員 大きく3分野の事業を行っているとのことでした。

それでは、この重層的支援体制整備事業交付金のどこが、どのように見直しとなるのか、お示しください。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 先ほど答弁した1つ目の包括的相談支援事業と2つ目の地域づくり事業についての見直しはありませんでしたが、3つ目の多機関協働事業等について見直しが行われました。

具体的な見直し内容としては、主に2項目あり、一つは、人口規模別の交付基準額の見直しで、交付基準額の減額により、本市の人口規模30万人から40万人の場合では、令和8年度は360万円の減額になります。もう一つは、交付割合の見直しで、重層的支援体制整備事業の開始から5年を経過する市町村の交付割合の引下げにより、令和4年度に開始した本市の場合、令和8年度は国2分の1、道4分の1の交付割合に変更はありませんが、令和9年度は、国3分の1、道3分の1となります。

○中村みなこ委員 それでは、具体的に、本市にはどのような影響があるのでしょうか。

○鈴木福祉保険部次長 先ほどの重層的支援体制整備事業のうち、包括的相談支援事業と地域づくり事業についての見直しはございませんでしたので、自立サポートセンターなど各相談支援窓口業

務への影響はございません。

ただ、3つ目の多機関協働事業等につきましては、交付基準額の減額はございましたけれども、令和8年度につきましては、対象経費が減額後の交付基準額の範囲内にございましたので影響はございませんが、令和9年度以降につきましては、重層的支援体制整備事業の開始から5年を経過するため、国と道からの交付金の交付割合の見直しによりまして、現行の事業実施方法の場合ですと、令和8年度予算と比較した場合で申し上げますと、国、道からの負担金が305万1千円減額になるものと見込んでおります。

○中村みなこ委員 令和9年度以降、多機関協働事業等に減額の影響があるとのことでした。

多機関協働事業は、アウトリーチによる訪問や伴走支援を重点にしてきた事業です。ひきこもり支援を含む制度のはざまの方、なかなか出会うことができない方をすくい上げていこうという、これからさらに力を入れていく分野だと考えておりました。

なぜ、今、見直しをするのか、その理由をどう分析されているのでしょうか。また、縮小を余儀なくされることをどのように受け止めているのか、お伺いいたします。

○鈴木福祉保険部次長 重層的支援体制整備事業につきましては、各福祉制度や各相談支援機関の縦割りによるセーフティーネットだけでは網の目から擦り抜けてしまいがちなことがございますが、それぞれのセーフティーネットを重ね合わせて、こぼれ落ちないように包括的に連携して支援を行うための極めて重要な枠組みであるというふうに認識しております。

その中の多機関協働事業等につきましては、関係する支援機関や地域住民など多様な主体が連携していくための体制構築に向けて、5年間の期間限定的な、いわゆる立ち上げ支援としての国の財政的支援だったというふうに認識しております。

本市につきましては、連携体制構築の役割を地域まると支援員が担っておりまして、これまでの取組により、個々の支援において、各相談機関と情報の共有や連携を図り、一定の成果を上げているというふうに認識しておりますけれども、複雑化、複合化する困り事を抱える市民に対して、複数の関係機関が円滑に対応していく体制の構築はなかなか容易なことではないというふうに考えております。

本市におきましては、まると支援員の配置の一部につきましては多機関協働事業等の交付金を活用してございますので、このたびの国の見直しによりまして、本市の現状の取組では財政上の事業継続に影響が生じるものと危惧しております。

○中村みなこ委員 立ち上げ支援だから5年間で終わりという国の姿勢は、本当に大変腹立たしさを覚えますが、縮小させるわけにはいかないと考えます。

影響を最小限にするために、これからどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○鈴木福祉保険部次長 先ほども御答弁申し上げましたとおり、地域まると支援員の配置に要する財源といたしまして、令和9年度以降、多機関協働事業等は交付率の減額の影響を受けることとなりますが、地域づくり事業のうち、生活支援体制整備事業につきましては、現在のところ、対象経費は交付基準額を下回っているという状況にございます。このため、重層的支援体制整備事業全体を改めて見直しまして、国等の交付金を最大限に活用し、効果的に事業が進められるよう検討していく必要があるものと認識しております。

具体的には、多機関協働事業等につきましては、地域まると支援員の事業内容や担当人員につ

いて交付額の範囲内で効果的に運用することを検討し、引き続き、各相談支援機関や地域団体との連携の強化などに努めてまいります。

また、地域づくりにつきましては、ひきこもりなどにより様々な問題を抱えている世帯の発見ですとか、見守りなど、ちょっとした困り事をサポートするボランティア等の育成など、法定サービスのセーフティーネットからこぼれ落ちる方を身近な地域で支え合って解決していく仕組みづくりでございまして、地域まると支援員の重要な役割の一つでございまして。このため、地域まると支援員の業務を、地域づくり事業に重点をシフトいたしまして、ボランティア等の育成や発掘に努めつつ、高齢、障害、生活困窮、子ども、子育ての分野の相談機関と連携しながら支援を広げるような取組を検討してまいります。

○中村みなこ委員 交付額の範囲で効果的に運用することを検討との御答弁でしたが、まると支援員の人数は減らさずに済むようですので、今までの課題であった、様々な縦割り部分を解消すべく進めてきたことなどが逆戻りしないように進めていただきたいと思います。

さて、それに代わって地域づくりの分野で補っていくことを考えていくとのことでした。地域のつながりが希薄化しつつある中で、地域で支え合う仕組みにしていくのはなかなか難しそうです。が、うまく定着すると、支援が広く、細かく行き届くことになるはずというところを目指すということで理解いたしました。

最後に、様々な取組の方向転換となる今、新年度に向けて、真の地域共生社会を目指してどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○川邊福祉保険部長 本市では、令和4年に地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例を制定し、その実現を目指しておりますが、これは、行政だけで実現できるものではなく、市民や地域の団体などの参画が当然不可欠となっております。実際、市内の各地域においては、地域住民や社会福祉法人、学生などの協働で様々な取組が行われているところであります。

去る2月1日には、市と社会福祉協議会との共催で旭川市社会福祉大会を開催いたしまして、高齢者世帯の除雪やごみ出し、見守り活動など、ちょっとした困り事を解決するための新たな取組など、地域の福祉活動の優良事例に焦点を当てて広く紹介し、表彰を行ったところでございます。

新年度に向けて、本市では、先ほどから次長が申し上げておりますけれども、財源確保を念頭に置きながら、引き続き、地域まると支援員の配置により、複雑化、複合化する市民の相談対応について、関係機関との調整や連携体制づくりの中心的な役割を果たしながら、あわせて、各地域の自主的な活動についての助言ですとか優良事例を広く紹介するなど、地域づくりを後押しし、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

○中村みなこ委員 誰一人取り残さないというフレーズは、今あちこちで使われるようになってきましたが、地域共生社会、市民の生活の、そしてまちづくりの根幹だと思っております。減額の中での見直しではありますが、よりよい方向へ進めていただきたいと思います。

このことを述べまして、質疑を終わりたいと思います。

○塩尻委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 他に御質疑がなければ、以上で、議案第14号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第15号、議案第19号、議案第21号、議案第24号、議案第30号ないし議案第3

4号及び議案第39号の以上11件に対する質疑は、終了いたしました。

なお、石川厚子委員からございました手話条例の理念に基づいた情報発信について、寿バスカード交付時負担金の改定についての総括質疑のお申出につきましては、その旨、本分科会閉会后、予算等審査特別委員会委員長に報告することといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○塩尻委員長 再開いたします。

それでは、議案第14号の分担部分のうち子育て文教常任委員会所管分、議案第18号、議案第20号、議案第35号ないし議案第38号の以上7件を一括して議題といたします。

ここで、特に御発言はございますか。

○石川厚子委員 資料の提出をお願いしたいと思います。

子育て支援部に、旭川市こども家庭センターの概要の分かるものをお願いします。

○中村みなこ委員 資料をお願いいたします。

平成29年度以降の早期退職した教職員の推移並びに過去3年間の年代別内訳、教職員の休職者数及び精神疾患による病気休暇者数が分かる資料をお願いいたします。

○塩尻委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○塩尻委員長 再開いたします。

ここで、御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○向井子育て支援部長 石川厚子委員から御要求のありました旭川市こども家庭センターの概要が分かるものにつきましては、石川厚子委員の質疑前までに提出をいたします。

○坂本学校教育部長 中村みなこ委員から御要求がありました平成29年度以降の早期退職した教職員の推移並びに過去3年間の年代別内訳、教職員の休職者数及び精神疾患による病気休暇者数が分かる資料につきましては、委員の質疑前までに提出をさせていただきます。

○塩尻委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○菅原委員 当初、順番が後のほうでありましたが、またあしたから病院に入らなきゃならないんで、当会派の沼崎委員と交代をさせていただきました。御了承願いたいと思います。

30分しかありませんので、ちゃんと終わりたいなと思うんですが、頑張ってみてみたいです。よろしくお願いします。

10款5項の1目から7目までの文化芸術の振興について、総体的に質疑してまいりたいと思っております。

社会教育部の社会教育費の令和8年度の新年度予算、8億1千400万円ほどあるわけですが、ここでは、旭川における文化芸術という概念を、今申し上げたとおり、少し大きく捉えて質問をしてまいりたいと思っております。

この中身について見ていくと、アイヌ関係の、例えば文化振興費であるとか、それから、施策の推進費であるとか積立金など、しっかり予算立てされているな、そんな印象を持っております。

そのほか、図書館の補修費が3千700万円ほど、それから、公民館の補修費が1億6千300万円ほど、それから、博物館の補修費についても2千950万円ほど、それから、大雪クリスタルホール補修費、これが大きいのでありますが、3億3千200万円ほど、それから、彫刻美術館の改修費が1千500万円、それから、井上靖記念館の改修費が500万円ぐらいとなっております。

こうして見ていくと、この予算について言えば、クリスタルホールの補修費が非常に大きな額ありますが、ほとんどが改修費、補修費などのいわゆる維持管理費に係る費用となっているんですね。が、しかしながら、この事業内容のほぼ維持管理費をもって旭川の文化芸術を育んでいくことにつながるのかという点については、少し疑問を感じているところでございます。

ちょっと理屈をこねますが、文化について、一つの捉え方ではありますが、例えば、その土地で生まれ育ち、親しまれてきたものが、長い年月を経て、必然的にそのまちの文化を育んでいく。その根底にあるのはどういうことかという、例えば、人々の、市民の価値観であったり、習慣、それから、表現が少しずつ積み重なって行って、次の世代に伝えられていくという流れがあると思います。

そういった面では、旭川はまだ議論や構想も道半ばでありますし、旭川をいわゆる文化の薫りのするまちにするための発想といいますか、まだまだ乏しさを感じておりますし、文化的価値を創造していくという概念がややもすると軽んじられている、あるいは、軽視されている部分はあるのではないかと考えてなりません。

昔から言い伝えがありますが、皆さんも御承知のとおりだと思いますけど、例えば、文化は文明をつくり、建築は文化をつくるという言葉がありますが、それから言うと、道路や橋といったインフラ整備、あるいは、文化施設等も、あるいは、まちづくり、それから自然さえも、全てが文化の構築の基礎となっていくと考えるのが自然なことであろう、そんなふうに考えております。

そこで、質問に入りますが、まず初めにお聞きしたいのですが、本市の旭川市文化芸術振興基本計画なるものがありまして、その中でアンケートを行っております。市民の文化芸術に関する意識についてアンケートを行っております。その結果でありますけど、旭川市は文化芸術活動の盛んなまちなのかとの問いに、思わないとあまり思わないが3割、どちらともいえないが4割で、合わせるとおおむね7割の市民がそうは思わないと回答したわけであります。

現在、その市民の意識はどのように変化しているのか、認識について伺います。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和7年度に実施しました市民アンケートの調査結果では、旭川市を文化芸術活動が盛んなまちだと思いますかという問いに対しまして、全体では、思うが4.

2%、少し思うが24.5%、どちらともいえないが39.2%、あまり思わないが21.6%、思わないが9.5%となっておりまして、文化芸術振興基本計画を策定する際、平成27年度に実施したアンケート調査と比較して、思うと少し思うを合わせた割合が約3%の減少、あまり思わないと思わないを合わせた割合が、これは逆に約3ポイント増加ということで、全体としては低下した結果となっております。

○菅原委員 残念ながら、思うと、それから、少し思うで約28%、そうは思わないと回答した方が約70%ということで、数的に言うと、さらに低下したという残念な結果になっております。このアンケート結果から、それじゃ、どうすれば市民の皆様にもっと文化芸術に対して興味を持っていただけなのかということについては、実のところ、暗中模索ではないのか、そう思っております。

で、市内の各文化施設を参考に、幾つか、例を挙げながら質問をしてみたいです。

現在、新文化会館の建築は構想中ですが、アンケート結果から、参考までに、旭川の各文化施設、例えば、彫刻美術館であったり、大雪クリスタルホール、あるいは文学資料館、あるいは公会堂、図書館、個々の利用に当たっては、もっと市民に関心を持ってもらえるような、足を運びたくなるような、そんな施設運営を考えられないのか、また、施設の整備が必要ではないか、そんな時期に来ているのではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○松野郷社会教育部次長 社会教育施設の利用者増を図る取組につきましては、例えば、今年度で申し上げますと、文学資料館では、NPO法人旭川文学資料友の会が設立25周年を迎えたことから、それを記念しました3期に分けた企画展の実施、また、科学館では、開館20周年記念特別展として「特撮のDNA ゴジラ、旭川上陸」の開催、中央図書館では、夏休みの期間中に月曜開館や子ども向けの読み聞かせの実施、博物館では、あさひかわ菓子博2025の開催期間に合わせた企画展「お菓子の道具」や、フォト集団「北限」との共同でまちの移り変わりを様々なテーマで紹介した企画展「移りゆく街・旭川」の開催など、社会教育施設の各施設で工夫しながら市民の方に利用していただけるよう努めているところでございます。

○菅原委員 それぞれの施設で、いろいろなアイデアを駆使しながら催しを開催しているということが分かりました。

参考までにちょっと申し上げたいんですが、それぞれの建物の築年数にちょっとこだわってお話をしたいんですが、例えば、彫刻美術館に関して言えば、明治35年に建てられて築124年がたつわけでありまして。でも、100年たった建物であっても、堂々としたすばらしい建築物であります。

で、その彫刻美術館で言うと、旭川は彫刻のまちとして有名なのかどうか、ちょっとどこまで有名なかはあれなんですけど、まあ、有名だと思っております。そういった中であっても、彫刻を見に来ていただける方はなかなか少ない、そういう現実があると思います。であれば、彫刻美術館、彫刻だけに絞り込むのではなくて、今、旭川に必要な建物だなと思っております、個人的にそう思っておりますけど、絵画なども見せる、旭川美術館的な要素も組み込みながら、彫刻と絵画と見られるような、そういった企画が必要ではないか、そう思っております。

それから、大雪クリスタルホールに関して言えば、後ほどお話ししたいと思います。

それから、旭川文学資料館、それから、公会堂につきましては、文学資料館はもう築63年、そ

れから、公会堂は68年がたつということでもありますけど、どちらの建物も、非常に文化的価値の高い建物だと思っておりますので、日頃のメンテナンス、これが大事でありますんで、しっかり管理をしていただきたいと思います。例えば、壁のひび割れなんかがあると、やっぱり、補修をしておく、なかなか水も入りにくいので、そういったこと、ただし、設備的なことに関して言えば、やはり傷みも早いものですから、これも、うんと悪くなる前にやると、やっぱり、それだけお金もかかりませんので、そういったふだんの心がけといいますか、メンテナンスをしっかりやっていただいて、将来、100年たっても文化施設を使えるような、そういった建物にしていきたいと思います。なと思っております。

それから、文化会館につきましては、現在、新築に向けて検討中、協議中ということでもあります。

それから、中央図書館につきましては、これはまだ築32年しかたっておりません。まだ30年は使えるんですかね。ただ、現在の図書館の、新築のいろんな全国にある図書館の流れを見てみると、何かちょっと、やっぱり古さを感じないわけではないですね。たまたま、おとしでしたか、長岡の新しい図書館を視察に行ったときに、何かすばらしさを感じて、ああ、これが今の図書館だなという思いをして帰ってきた、そんな感がありました。

それから、科学館につきましては、これは、展示物につきましては、常に新しいものが必要だということであって、そのことに関してはやっぱりお金のかかることですね。ただし、その建物については、まだまだデザイン的にも優れていますし、すばらしいものだ、そう思っております。

それから、井上靖記念館と、私立でありますけど、三浦綾子記念文学館があるんでありますが、これは、全国的に見ても、やはりすばらしい文学館でありますので、これは、やっぱり、きっちり全国にPRするべきだなと。その上で、個々にPRするのではなくて、旭川には文学界の巨匠の2人の文学館があるということで、コラボ的に全国的にPRしていただきたい、そんな思いをしているところでございます。

ごちゃごちゃ申し上げましたが、私が思うに、そんなところあります。

それで、もう一つ、質問に入りますが、アイヌ文化の伝承やそれに関する各事業に関する予算については、先ほど申し上げたとおり、しっかり、結構、予算化されているという認識をしております。

で、現在、クリスタルホールにある博物館は、アイヌ民族のいわゆる様々な道具、あるいは装飾品、また、歴史や当時の生活用品などが展示されているわけですが、そのこと自体は、もちろん悪いことではありませんし、自慢できるものだと思います。もっと言えば、白老のウポポイなどと比べてみても、そんなに遜色ない一級品である、そう思っております。

ただ、残念なことに学芸員さんがいらっしやらないのですね。アイヌに関する学芸員さんがいらっしやらない、その点はちょっと気にかかっているところでございます。

しかし、ここの博物館は、博物館であるのであれば、もっと、本来、旭川の歴史的背景を基礎としたものを展示すべきだろう、そう思うのでありますが、見解を伺います。

○沼田博物館長 博物館といたしましても、展示内容を更新する必要性については認識をしているところでございまして、令和8年度は、そのための課題や方針について調査検討を進めていく予定です。

調査検討に当たっては、本市の歴史的背景を考慮しながら、文化、自然に関わる展示内容を充実

させ、さらにジオパークの要素も取り入れることで、博物館が郷土愛の醸成に寄与する役割を果たすとともに、多くの市民、観光客等が地域に対する関心、理解を深める施設として機能することを目指して取り組んでまいります。

○菅原委員 時間がないので、ちょっと早口になっておりますけど、申し訳ありません。

それで、これから、本市の歴史的背景を考慮しながら、その旨、何とか旭川の歴史も分かるような、そういった展示もしていただきたいな、そう思っております。

かつて、旭川は軍都として栄えてきたわけでありまして、現在の旭橋や平和通ができたわけでもありますけど、道内の流通の要衝でありまして、鉄道網が張り巡らされて、現在の北彩都が開発される前ではありますが、国鉄の車両基地だとか整備工場がありましたよね。大きなものがありました。で、宮前球場などがあって、甲子園の予選やら、当時は読売巨人軍のプロ野球も見られたわけでもありますけど、それから、旭川としては、やはりお酒が有名でしょう。大雪山の伏流水を取水した、そういったおいしいお酒造りが盛んであった。それから、ちょっと寂れてしまいましたが、繊維のまちとしても栄えた、そんなまちが旭川であります。

それで、ちょっと無理な話なんですけど、そういった昔のことが分かるようなジオラマ的なものがあつたらいいのかな、そんなふうに思っております。もしそういったことが可能であれば、もっともって歴史的に深いものが市民に分かってもらえるのかな、そう思っております。

できれば、賛否両論はあるんでしょうけど、せっかく作るなら、しっかり作って、その場所を、ここでの、その、何ていうんですか、会場を借りまして、大きな。あの辺を使って大々的にやってほしいなと。ドローンなんかも飛ばしながらやってほしいな、そんな思いをしているということでございます。余計なことではありますが、将来の検討課題に入れていただければと思っております。

それから、4つ目の質問でございますけど、市内には多くの彫刻が点在しているわけでありまして、特に、旭川の場合は、橋の上、橋上に彫刻がありまして、それがあって自体はもちろん悪いことではないんですが、車で通ると、ちらっと見て、横目で見て通り過ぎてしまうというようなことになりがちです。

私は、やっぱり、ちょっともったいない感じがしておりまして、一度、もうちょっと検討した中で、例えば、彫刻そのものを、全部が全部は無理でしょうけど、ある程度一極集中させて、彫刻の森のような、そういったものはできないのかなと。そうすることで、さらに、旭川は彫刻のまちをPRできるのかな、そんなふうに考えておりますが、見解について伺いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 本市が管理しております野外彫刻は72点ございまして、牛朱別川に架かる橋や常磐公園、買物公園、7条緑道、忠別橋公園などに設置しております。

現在設置している野外彫刻については、設置された経緯や意味合い、地域住民や散歩などで野外彫刻を目にしている方にとっては、まちの風景に溶け込み、親しみを感じているという現状もあるものと認識しております。

野外彫刻を1か所に集めることにつきましては、設置場所や設置費用に係る財源の確保などの課題もあり、現段階では具体的には想定はしておりませんが、設置に向けた機運が醸成し、市民が見に行きやすい環境や場所の確保が見込まれるなどの条件が整った際は、必要な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○菅原委員 ぜひ、必要な検討を進めていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

今回、予算書にはしっかり計上はされていないわけでありますが、旧宮北邸について少しお聞きしたいと思っております。

私のことですから、ああ、また来たかな、そんな思いをされるかもしれませんが、私は、市議会議員になってからずっと宮北邸、宮北邸と叫んでおりますけど、いろいろ質問もさせてもらっているところではありますが、いつも肩透かしで、1円の予算もつかないわけでありますが、そうしているうちに、屋根の軒先が落ちてきたり、ちょっと困った状態になってきました。

今現在どうなっているかという、危険ですから、バリケードが張ってあって安全確保をしているという状態。一度、建物の中を見せていただきましたけど、除雪の作業のいろんな用具だとかバリケードだとかがありました。で、一つ気になったのは、各自治体、市町村から送られてきた市史、歴史書っていうか、市史があるんですけど、棚には並んでおりますけど、ほとんどほこりがかかった状態で投げているような、そんなような状態でした。それは、ちょっと各自治体に対して失礼ではないか、そう思っておりました。ただし、建物そのものが、例えば、窓の棧あるいは階段の手すり、それから天井、壁、どれを取ってみても、やはり貴重な歴史的なものだ、そう感じております。いずれにしても、ほこりだらけでありますので、一度きちっと掃除をしてみたらどうか、そんなふうに思っているところでありました。そういった建物ですから、当然、学習的な要素も含みますし、学生に見せてあげたいな、そんな思いもしているところでございます。

それで、どうでしょう、今いろいろ申し上げましたが、この宮北邸についてであります、市としては、今後どのような方向性に持っていきたいのか、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 旧宮北邸につきましては、耐震化をはじめとする建物各部の改修や、市民等の利用に供するためのインフラ整備など、それらに係る財政負担が大きいことが予見され、本市単独での活用の見込みが立たないことから、民間事業者による活用の可能性について検討するため、利活用の方策や課題の把握を目的として、令和7年度にサウンディング型市場調査を実施したところでございます。

現在、サウンディング型市場調査で提案があった事業者との協議を進めるとともに、活用とした場合の概算経費を業者から聞き取りするなど、利活用に向けて検討を進めているところでございます。今後は、この検討結果を踏まえ、利活用の可否を判断していきたいというふうに考えております。

○菅原委員 この宮北邸については、これまでもいろいろ検討がなされてきた、そう承知をしております。

6年前、7年前になりますかね。国から買い上げたときに、あの建物に関して言えば、電気や水道がない、あるいは駐車場もないことから、なかなか活用は難しいとされてきたんだと思っております。建築の技術の中で、曳家というのがありまして、その建物をずらしていくという、そういった技術があるんですが、そういったことも、一時期、検討されてきたのかなと思います。いずれにしても、お金のかかることばかりで、本市は財政難でありますので、なかなか予算がついてこなかったのだな、そんな想像もしているところであります。

私はと思いますが、この、やはり、宮北邸を、旭川の歴史の一ページに書き加えるためには、まず

は、その方向性として、指定文化財を目指しながら建物の修繕を優先すべきではないか、そう思っております。その上で、多くの市民に見ていただく、また、貴重な建築物として学習に活用してもらう、さらには、本市の観光資源として広げていくなどの流れをくむことを優先すべきではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○坂本社会教育部文化振興課長 市内には、日本醤油工業の事務所棟や高砂酒造の建物群など、旧宮北邸のほかにも、さらに古く、保存、活用されている歴史的建造物が幾つかございます。これらの貴重な文化財を幅広く保護することを目指し、令和4年度には、指定文化財よりも比較的規制が緩い、市の登録文化財制度を創設したところでございます。

今後につきましても、文化的価値が高いと思われる建造物につきましては、この登録文化財制度を活用することも検討し、文化財審議会に諮りながら文化資源の継承に努めるとともに、文化財については、保存するだけでなく、利活用することも重要でありますので、市民や観光客などにも知って見ていただけるような取組も必要であるというふうに考えております。

○菅原委員 私の質疑は以上であります。

ずっと、個人的に勝手に思っていることがありまして、今日は、副市長も教育長も出席していただいていますので、私が思うに、水道も電気もトイレも要らないし、それから、駐車場もなくとも構わないので、宮北邸の玄関の前に、ひとつ、花壇でも造って見たらどうかと思うんですね。ボランティアを募って花壇を造って見たらどうかと。これからの季節ですから、チューリップなんかも植えて、少し見栄えよくしたらいいのかなあと。チューリップに関して言えば、自分のポケットマネーでも構わないのでありますが、何かそんなことはできないかなあと思っています。

で、そうすると、やはり、水が必要なんですね。今、水は要らないと言ったけど、散水栓あたりであれば、結構簡単につけられるのかなと思っておりまして、散水栓があれば、外壁なんかも、掃除というか、きれいにできますし、そんなことにならないかなと思っております。

大変、ちょっと失礼であります。菅野副市長が、今度、御勇退されるということで、非常に寂しくも思っておりますけど、ひとつ、こんなことを僕は考えておりますので、頭の中に、短い期間であります。入れていただければと、そんなふうに思っております。

いろいろ勝手なことを申し上げましたが、本当に、文化芸術振興に対してはまだ歴史が浅いし、これからまた大事な課題もたくさんあると思います。一つ一つ、丁寧にこなすことが旭川の文化をつくっていく、そういったことにつながっていきますので、いろいろアイデアを出しながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○塩尻委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○塩尻委員長 再開いたします。

ここで、休憩前の分科会で石川厚子、中村みなこ両委員から要求のありました2件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

御質疑願います。

○上野委員 それでは、後半部分の質疑をさせていただきます。

本日は、放課後児童クラブ運営費について、それから学びの多様な学校設置準備費、それからいじめ問題対策推進費、それとアイヌ政策推進交付金に関わるアイヌ政策文化について用意しております。よろしくお願いいたします。

まず、放課後児童クラブ運営費についてが最初でございます。

私たちが小さい頃というのは、私の両親も共働きしておりましたので、学校から帰りまして何をやっていたかなと思って、この質問をつくるときに考えていました。記憶って、非常に曖昧で、小学校1年生、2年生の頃の記憶ってなかなか思い出せないんですよね。どこで何をしていたのかと。

ただ、唯一、母親が働いていた場所が、幼稚園の補助指導員みたいなのをやっていたもんですから、弟が幼稚園へ行って、私は、実は幼稚園へ行っていないもんですから、弟の幼稚園、珍しくて、母親の元に、そこに学校が終わったら来なさいって言われて行っていた覚えがあります。

それ以降、2年生からは何をやってたかほとんど分からなくて、私は隣の芦別出身ですので、しかも、スターライトホテルのあるあの山あいに住んでいたものですから、周囲が野山で遊ぶところがいっぱいあったので、きっと、かばんをぽんと置いたら、そのまま、そっちこっち、多動の部分もありますんで、山へ行ったり、沼へ行ったりということをやっていたんじゃないかなと思っています。

そういった意味から考えたら、現在、共働きの家庭も、または、そうじゃなくて、どうしても、子どもを、昼間、面倒見られないんだっていう親の都合もあって、それらを担っているのが放課後児童クラブなんではないかなというふうに思っております。

この放課後児童クラブにつきましては、1976年に、当時、学童保育という言葉から始まったんじゃないかと思っています。2007年には、児童福祉法により放課後児童クラブという名前が、何か、そのほかにも留守宅何とかというのも私は記憶があるんですけど、ちょっと正式には出てこなかったんですけども、あったと思うんですよね。

旭川市においては、2020年、公設民営化ということで、正式名がシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、以下、シダックスさんと言わせていただきますけど、シダックスさんが運営を行っているということで認識をしております。

私は元中学校の教員だったので、教員ではあるんだけど、中学校の先生というのはほとんど児童クラブとの関わりはないんですよね。もちろん、小学校の低学年中心に集まっていますので。ただ、保護司をやっている関係で、私の第4支部保護司会では、年に1回、学校のそういう放課後児童クラブにボランティアとして参加するということで、2回ほど、私も、ボランティアで、かるたをやりに行ったのと、こま回しだか、何か物を作るのを子どもたちと一緒にやった記憶があります。

そういったボランティア活動を通して放課後児童クラブへ訪問したんですけども、印象としては、非常に狭い、こんなところに、何人も子どもたちがいて、私たちが行くと、珍しいものですから集まってくるんですけども、本当に狭い空間で子どもたちは生活しているんだというのが非常に印象的だったのを覚えております。

そんな中で私がこの質問を考えたのは、この子たち、この時間帯、この狭いところでずっと毎日こうやって生活しているのかなと考えたときに、外遊びだとか運動だとか、それから、子どもたちの体力向上を考えたときに、成長の著しいときにもっともっと好き勝手に遊ばすことってできないのかなということをちょっと思いまして、今日は質問を組み立てていきたいなと思っています。

初めに、放課後児童クラブ運営費の概要についてお示しをいただきたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 令和8年度の放課後児童クラブ運営費の予算額は8億2千298万7千円であり、内訳につきましては、歳入が利用者から徴収している負担金や、国と道からの交付金による特定財源で5億9千375万7千円とおおよそ7割であり、その他が一般財源となっており、また、歳出につきましては、令和2年度から放課後児童クラブの運営を民間に委託しており、これに係る運営委託料の合計が7億7千499万6千円で約9割となっており、その他の支出といたしましては、放課後児童クラブのうち、民間物件を賃借して開設しているクラブの賃借料、小学校の校長や教頭を主事、主事補として委嘱する報酬、修繕の費用などを計上しております。

○上野委員 概要について説明がありました。小学校の校長、教頭が主事だとか主事補ということですね。これは、私は中学校だったので関わりはなかったんですけども、開放事業なんかでもそういった役割は校長、教頭に回ってくる役割なのかなと。そういったことで、学校とそういった児童クラブの関係というのは連結するということで考えているのかなというふうに思っています。

それでは、現在のクラブ数と利用児童数、これについてお示しいただきたいのと、職員の配置はどのようになっているのか、お示してください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 放課後児童クラブの施設数の状況でございますが、令和8年1月末時点で84か所、利用児童数は2千469名となっており、このうち81か所をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委託しております。

令和8年度当初は、新規クラブを1か所開設し、利用児童の少ない校区のクラブを3か所閉鎖する予定となっており、利用児童数は予算ベースで3千132名を見込んでございます。

クラブの支援員の配置につきましては、厚生労働省に定める放課後児童クラブ運営指針では、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2名以上としておりますが、旭川市放課後児童クラブ運営規程により、これに加えて、児童数50名以上の場合は3名の常勤支援員を配置することとしています。令和7年5月現在の支援員の人数は、常勤支援員が185人、常勤以外の支援員が177人、補助員が40人となっております。

○上野委員 令和8年度、これを見ると2千469名から3千132名になるという見込みでしょうけれども、単純計算して663人ほど増える見込みになっていると、少子化が進んでいるのに、家庭の事情により増えているのかなというふうには理解しております。結構な数の子どもたちがまたお世話になるということになっています。

ただ、この中でちょっと気になるのは、利用児童の少ない校区の3か所が閉鎖になるということなんですけれども、これについては、全くいないわけではないので、その子たちがどこへ行くのかななんてちょっと心配はありますが、今日の質問からはちょっと離れるので、その部分は触れないで、置いておきたいと思います。

また、職員の数については、放課後児童支援員を2名以上置くという指針、こういうふうになっ

ていて、旭川独自なんですね、これ、50人以上超えたら3人を配置するという事なんですね。ただ、50人という数はすごい数で、それを2人では間違いなく見られないと思うんですけど、50人もそうですけど、49人も大変だと思うんですよね。49人を2人で見る事の大変さっていうのは、それはちょっと心配になるかなと思っております。

それでは、次の質問に移りますけれども、実際にここで行われている具体的な活動内容についてお示しいただきたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 放課後児童クラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童を対象に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ることを目的としており、その活動内容につきましては、クラブの居室の大きさや立地、支援員の勤務状況などに応じた中で、各クラブにおいて決定しているところでございます。

学校の授業がある通常開会日の基本的な流れといたしましては、下校後に登会し、自由遊び、おやつ、宿題、読書というようになっており、具体的な活動としては、室内ではボードゲームや読書が多く、屋外では鬼ごっこやボール遊び等が行われてございます。このほか、七夕やハロウィンなど季節行事や毎月の誕生会などのイベントを行うなど、子どもたちが楽しく過ごすことができるような工夫をしております。

○上野委員 聞くとところによると、おやつが楽しみだという子もいるという話を聞いております。

保護者が昼間いない家庭の児童を対象に健全育成を図るということが大きな目的になっていますが、それでは、この健全育成というのは、市としてはどのように捉えているのか、それにまずお答えいただきたいと思います。

また、それを具体化するためにどんな計画がなされて運営されているのかについてもお聞かせください。

また、業務委託、多くのクラブを1社で受託しておりますけれども、各クラブごとでばらつきのない均質なサービスというのが行われているのかどうか、そのあたりについてもお示してください。

最後に、また欲張ってもう一つですけれども、それらは検証されているのかどうかについても併せてお願いいたします。

○香川子育て支援部子育て支援課長 放課後児童クラブは、利用している児童に対し、生活の場を提供するところですので、利用する子どもが心身ともに健やかに成長できるように、生活の保全と情緒の安定を図ることが大切であると考えてございます。

業務委託に当たっては、児童福祉法をはじめ、関係法令を遵守した中で、仕様書に定める運営の基本事項に従い、その活動に当たっては年間活動計画を作成させています。クラブに通う子どもが楽しく過ごすことができるよう、季節ごとのイベントを行うなどしておりますが、シダックスにおいては、全国の多くの自治体で本事業や類似事業を受託しており、そうした中での知見等から、研修の実施や教材の配付など、クラブごとのサービスにばらつきが出ないように取り組んでございます。

クラブの運営状況につきましては、定期的に市の担当職員が巡回を行っているほか、毎年度、実施する全児童、全保護者アンケートの結果について検証した上で運営に生かすとともに、委託事業

者と協議をしております。

○上野委員 計画的に、心身ともに健やかなということですね。心も体もということで、私はこの質問をつくるときに、最初に申しましたけども、体のほうに、非常に、体育の教師ですので、興味があるということなんです。

私のところに、ある市民の方から、長時間、室内で過ごしているんだということ、私が最初にクラブへ行ったときに感じたのと同じようなことを心配されている方がいて、屋外での活動だとかその実施状況、そういったことについてどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 各クラブでは学校のグラウンドや近隣の公園での外遊びを実施していますが、子どもを預かる上で安全は常に第一で考えなくてはなりません。そうした中で可能な限り屋外活動の機会を増やすことができるよう学校や事業者と連携しておりますが、施設の立地や職員の配置状況により、クラブ間の外遊びの頻度に差があることが課題であると認識しております。

○上野委員 1つ飛ばしましたね。申し訳ありません。もう1つ質問があったんです、間にね。

アンケートについて、取っているということなんですけれども、アンケートの結果についてお示しいただきたいなと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 アンケートについてでございますが、毎年度、クラブに通う全児童、全保護者に対して実施してございます。

児童向けには、放課後児童クラブが好きか、支援員の先生は優しくしてくれるか、悩みを聞いてくれるかなどの設問を、保護者向けには、活動内容や支援員、施設の満足度などを伺ってございます。児童に向けた質問では、おおむね好意的な意見が多く見られましたが、クラブが好きかという設問では約7%、支援員が悩みを聞いてくれるかという設問では約4%がそうではないという答えであり、クラブに対して満足していない児童が一定数いることが分かってございます。また、保護者に関しましても、おおむね満足しているという意見が大半でしたが、活動内容や支援員の満足度では約4%、施設の満足度では約10%が満足していないという意見となってございました。

○上野委員 大変申し訳ありませんでした。

そのアンケートを踏まえて、クラブに対して、保護者や子どもたちはおおむねいいイメージを持っているということは分かったのですが、細かな中身、こんな内容、活動についてはどう思っているかということは、今回はちょっと示されていなかったのも、それも何かアンケートを取っているということなんで、また次の回に聞かせていただければと思うんですけれども、結局、私が心配しているのは、やっぱり、あれだけの人数の子が外遊びするとか、そういったことになるときに、支援員の配置が2人とか3人とかっていうことになる、それぞれの子どもたちの興味でばらばらに動かれたときに、それが把握できるのかということが非常に心配でございます。

それから、クラブの外遊びについても、先ほど、指導計画は1社がやっているんで大体同じような内容だと言われたんですけども、やはり、学校の置かれている場所であるとか、それから子どもの数であるとか、そういったことを考え合わせると、全てが全部同じような活動をされているというのはなかなか想像し難いところだと思うんですよね。

そういったところで、私は、職員がもうちょっといれば、いろんなところに分かれて遊んだりということが可能になるんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてのお答えをいただきました。

いと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、法令等による支援員の人数は満たしており、事業実施上の人数の不足はないと認識してございます。

しかしながら、特別な支援が必要な児童数が増えており、クラブによっては支援員の加配が必要な場合もありますが、十分な人数を配置できていないところもあり、現場の負担感は増していると認識してございます。

こうした負担の軽減に向けて、業務の効率化や人員の確保等について運営事業者と協議を行ってまいります。

○上野委員 ただいまの答弁の中で、やっぱり、学校現場と同じように、特別な支援を必要とする児童が増えてきているということがございました。新たな課題が生まれてきているのかなと。

先ほど来、言っているように、やっぱり、ただでさえ人数が多くて、2人で目の行き届かないところが出てくる上に、特別な支援の必要な子といたら、私も小さいときはそうでしたけど、多動でどこへ行くか分からないというような子どもの中には出てきているんじゃないかと思うんですよね。そういったことを考えたときに、非常に困難になるんじゃないかと。

特に、職員が急に休みたいと言ってきたりしたときには、そういったときにはどのような対応をしているのか、それからまた、そういったことも含めて、配置人員の増については検討しているのかどうなのか、お聞かせください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 職員が休暇を取る際には、先ほど支援員の人数の答弁の中で常勤以外の支援員としてお答えさせていただきましたが、これら職員が代替支援員として職員の休暇の際に代わって配置されます。

支援員の配置に関しましては、法令や市の基準、委託仕様書で示した条件を満たした中で、委託事業者が必要な配置を行っていくものではあります。市といたしましても、アンケートや現地の巡回の結果等を考慮しながら事業者と必要な協議を行ってまいります。

○上野委員 この辺については、先ほど来、ちょっとお聞きしたんですけれども、休んだときに代わりに来てくれる人を登録していたり、または、最悪の場合はシダックス本社のほうから助けに来てくれるというような話も聞いております。緊急の場合はそういう方法があるということは、なかなかいいことじゃないかなと思います。学校現場なんかは、先生が休んでも代わりの先生が来てくれるなんて制度がなかなかないので、急には補えない場合が多いんですけれども、こういうところではそういうことが必要だと思います。

それでは、ここまで聞いてきて、人員のこと、それからクラブの中身については、大体、様子は分かってきたんですけれども、ここからは私の提案なんですけれども、先ほど来、言った、私がこれを聞いた目的が、狭いところで、子どもたちが、なかなか、外遊びとか自由な運動だとか、そういったことができないんじゃないかって私は思っていて、それらが、やっぱり、何ていうんですか、北海道の子どもの体力がなかなか向上していかないというような課題もありますし、本市においてもそういう課題もありますし、一番元気に走り回りたいときに、動きたいという欲求だとか、ストレスだとか、そういったことの発散にもやっぱりしなきゃならないんじゃないかなと思うんですよね。それが、人がいないということ、人が足りないということでできないのであれば、何とか改善できないのかなというのが私の思いなんですよ。

それで、人員配置の問題や室内活動が多いという、こういう課題を解消するために、地域活動との協力を考えてはいかがかなというふうに思っています。先ほど、保護司がそういうボランティアで活動に関わっているという話をしましたけれども、私は、運動面で、今、中学校で部活動の地域移行というのが進められています。令和13年には、完全にというか、そういった方向にというふうにして旭川市も今進めていると思うんですけども、そのような中で、それは中学校の話なんですけれども、小学校の低学年から基礎的な運動を導入していくと。部活動の地域移行に見られる地域スポーツ、これ、今、旭川市もどんな地域スポーツがあるか掘り起こししていますけども、その地域スポーツクラブの方たちと何とか連携しながら、小学校の低学年のうちから、一度は放課後児童クラブに集まってきて、その地域クラブがやる活動に、親の意思だと思えますけれども、地域クラブも、全員を連れていくっていうのはなかなかいかないかとは思いますが、そういったことができれば、子どもたちの、運動をしたいとか、遊びたいとか、もっといろんなことをしたいという欲求というのはある程度満たされるのかな、そして、体力向上にも当然つながっていくのかなというふうに私は考えているんですけども、そういった地域との連携についてどのようにお考えなのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○向井子育て支援部長 子どもの運動機会と放課後児童クラブの運営、地域との連携に関する御質問でございました。

上野委員に答弁するのも本当にはばかりなんですけれども、本当、小学校、中学校、その年代の子どもというのは、本当に大きく成長します。体も心も本当に大きく成長する時期です。本当に、いわゆる健康の3原則と言われますけど、栄養、睡眠、運動の3つがバランスが取れて健康になると言われておりますので、外遊びや運動が子どもの強い体をつくったり、また情操を育む上でも大切なことであるというふうに認識をしておりますが、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、北海道だけではなく、全国的にも子どもの体力の低下傾向にあるなど、放課後児童クラブに通う子どもだけではなく、全ての子どもに共通した課題であるというふうに考えております。子どもの健やかな成長のためには、放課後児童クラブのみならず、学校や地域、家庭、全体で多くの人が見回り、関わりを持ち、子どもの体力向上や運動環境の充実について考えていくことが必要であるというふうに考えております。

今、放課後児童クラブというふうな名称ですけど、私が子どもを預けていた25年ぐらい前なんですけど、留守家庭児童会というふうに言いまして、留守家庭だというふうに認定をされたというのがとても残念な気持ちでいましたけれども、今は放課後児童クラブということになっております。

こうした、今、放課後児童クラブの中では、先ほど課長からも答弁をさせていただきましたが、本当に設置の状況が様々でありまして、学校の、もともと敷地内に放課後児童クラブ用の建物があるところ、また空き教室を使っているところ、また、学校を建て替えるときに放課後児童クラブの教室を学校内に設置しているところ、それでも足りなくて敷地の外の民間の建物を借りたり、信号を渡って空いているマンションであるとかアパートの一室を借りたりとか、本当に様々でございます。

そうしたいろいろな環境がある中で、可能な限り、子どもの遊ぶというところ、運動というところは重要だというふうに考えておりますので、努めてはいるところではありますけれども、やはり、一番守らなきゃいけないというところは、安全で安心な子どもの生活というところですので、今は、

基本的な生活習慣の習得、遊びや集団生活を通じた自主性、社会性、創造性を培うということにつながるような活動を行っているというのが現状でございます。

そうした今の現状の中では、地域スポーツとの連携については難しいという状況ではありますけれども、今後につきましても、引き続き、事業者と連携を図りながら放課後児童クラブにおける活動内容の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○上野委員 難しい状況であるというのは、お話を聞いていて重々に分かります。お金がたっぷりあれば、指導員配置も人員の配置も可能なのかなというふうに思っています。

公設民営スタイルの本市の児童クラブというのは、民営だからやれるところというのも、それが一番のメリットだと思うんですけども、なかなか思うように運営が進んでいない部分もやっぱり感じます。それは、そもそも人の配置、これは、どこの職場でもそこが一番の最終的には課題になるのかなと。

そういうふうに人が多く配置できれば、今50人以上は3人という旭川は特別のルールがあるみたいですけども、それでも、先ほど言ったように49人を2人で、しかも、そこに特別な支援の必要な子どもが中に入って何人かいたってということになると、特別支援の学級でも8人、せいぜい1人の先生が見るのは8人と言われている時代に、そういった状況を考えると、かなりやっぱり厳しい状況が生まれているんだろうなと思うんですよね。

そんな中で、私は、運動させようとか、外遊びさせようという勝手な提案をしているわけですけども、でも、部活動の移行が令和13年まで、まだ期間がありますので、その中で地域クラブもだんだん見えてくると、地域クラブの中にそういう低学年から面倒を見てもいいよと。私がさっき言ったように、何かのスポーツに特化するんじゃなくて、様々なスポーツに触れる、今日はドッジボールやるよ、今日は駆けっこやるよ、今日は山へ行くよというような、そういう相応な、基礎的な運動を通して子どもたちが将来に向けてスポーツに親しんだり体力を鍛えたりということは、やっぱり可能なんじゃないかなと私は思うんですよね。

ですから、その時期が令和13年ということであれば、その時期に向けて、あと5年の間に、シダックスさんとも話をしながら、もしそういうことが可能だったら、シダックスさんがそのときもやっているかどうか分からないですけども、民間の運営する会社の方と、そういう部活動の地域移行とを合わせた形で小学校の活動を考えてみませんかという検討をぜひ進めていただきたいという私の気持ちを伝えて、この項目は終わりたいと思います。

付け加えれば、地域のスポーツクラブだけじゃなくて、地域には大学もありますし、学生もたくさんいますし、そういった学生との連携というのもすごい大事なのかなと思います。前に視察した筑波なんかは、かなり、学生さんがいろんな面で関わって子どもたちの健全育成に寄与しているという話も聞いておりますので、そういったあたりも併せて考えていただければなとお願いを申し上げて、この項目については終わらせていただきます。

それでは、続きまして、学校教育部のほうに質問させてください。

学びの多様化学校設置準備費ということで、この学びの多様化学校設置準備費については、私は、かねてから、持論で、学校改革をしなきゃということは、いじめの問題を取り上げたときや不登校の問題を取り上げても言ったんですけども、対症療法的なことじゃなくて、もっともっと今現在の学校をやっぱり大きく変えていかなかったらこれらはなくなりませんよという、なくなるん

うか、減っていきませんよという話をずっとしてきているんです。

やっぱり、その根本というのは、学校がこれまでのやり方でずっとやってきたら、そこに合わない子どもたちは、当然、学校へ行きたくなくなるだろうし、ストレスもたまるだろうし、子どもたち同士のトラブルも当然多くなっていくと思うんですよ。私は、率直に申し上げて、今の学校はあまり楽しくないんじゃないかと思うんですよ。学校が楽しくない。これは、子どもたちだけがそう言っているんじゃないくて、先生方も楽しいとは感じていない、そんな感じがするんです、旭川の学校を見ていると。

私も教員だったんで、それじゃ、あんたが教員やっていたときは楽しかったのかいによく言われるんですが、私は楽しかったんですよ、私はです。周りは楽しくなかったのかも分かりませんが、学校へ行くのが楽しみでいました。それは、管理職になっても同じです。もう学校へ行くのが楽しい、子どもに会うのが楽しい、子どもと一緒に部活動をやるのが楽しい、行事をやるのが楽しいということで、楽しんでいました。

それで、こういったことに私は非常に興味がありまして、従来の教育課程編成、この根本に、学校側は今までも自主性というのがすごい課題となって工夫はしてきたんだけど、本事業には、また新たな発想が加わって、本当に根底から、根本から考え直すというところのアイデアがちょっと感じられるので、すごい楽しみにしております。ですから、その辺について、もうちょっと詳しく深掘りさせていただきたいなと思います。

予算の内容をお示してください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 学びの多様化学校設置準備費につきましては、不登校やその傾向にある児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保のため、特別の教育課程を編成して教育を実施する、学びの多様化学校の設置に向けた検討、調査などの準備を進めることを目的としております。

令和8年度の予算額につきましては70万3千円となっております、その内訳は、先進事例の調査研究視察費として40万円、調査検討委員会委員報償費として18万円などとなっております。

○上野委員 今の内訳、内容を聞くと、その中に視察の予算なんかも含まれていますということになると、これから視察をしたり組織を立ち上げるということなんだと理解しました。ですから、あまり細かいことを聞いても、今段階ではなかなか答えられないのかなんていうふうに思っています。でも、細かいことを聞いていきます。

次の質問ですけれども、広報「あさひばし」の中にも教育行政方針が出ていました。その中で、教育長の文章の中に、「個人の可能性を最大限に伸ばすため、従来の画一的な教育から脱却し、新たな学びの場を創出します」という文章がありました。この中でちょっと気になったのは、従来の画一的教育というのは、これは何を指すのか、また、そこをどういうふうに脱却するのかというあたりについてお聞かせ願いたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 同じ内容を同じ進度で一斉に教えるといった従来の画一的な教育では、児童生徒一人一人の興味、関心や習得度の違いに対応し切れない面も生じてまいります。

国におきましては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実という観点から培われてきた工夫とともに、ICTも活用しながら主体的、対話的で深い学びの実現につなげていくことが大切であると示されております。これまでの教育が大切にしてきた、集団の中で共に学ぶよさを維持し

つつ、デジタル技術を有効に活用しながら、変化の激しい時代を生き抜く力を育成し、誰一人取り残すことなく、子どもたちが主体的に考え、学び合う教育への質的転換を図ってまいります。

○上野委員 戦後、日本が誇ってきた一斉授業、これを真っ向から批判するような答弁でございましたが、すっきりいたしますけども、私もそれについては思っていました。

ただ、学校現場にいたら、この一斉授業で一斉に画一的な教育をしていたというイメージじゃなくて、その中で、やっぱり自主性を育てたり、様々なものを育てようとして、現在、戦後の教育を受けた皆様がここにいるわけで、一斉授業が全部悪いわけでは私はないと思うんですね。やっぱり、時代の流れとともに変化していくものが大きくなってきたという判断なんだろうと思います。子どもたちの個性や自主性、これを今までの学校現場も努力してきたということは、ぜひ皆さんには認識していただきたい。決して、怠けて、一斉授業でみんなに同じこと教えて、さあ、やれと言ってやらせた、それだけではないということは、皆さんも受けてきた教育の中で分かっていたのかなと思います。

それでは、スーパースクールの開校目的についてお示してください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 スーパースクールにつきましては、本市の教育資源を生かし、確かな学力と探究力、そして、心身ともに健康な体を育む特色ある教育活動に取り組む学校であります。得られた成果につきましては、積極的にほかの学校に還元し、市全体の教育をリードする先導的な役割を担う学校として開校を目指しております。

○上野委員 スーパースクールという言葉聞いたときに、一瞬、んっと思いましたが、どんなスーパーなんだろうという感じですね。

私は、最近、AIも、ちょっと試しに、何と言うのか、名前は忘れましたが、押すと色々なことが出てくるやつにスーパースクールとはって打ち込んだんですね。したら、出てきたのが、春光イオンの中の英語教室というのがヒットしたんですよ。何でこれが出てきたのかなと思ったら、スーパーの中の学校というんで、多分、出てきたんじゃないかなと思うんですね。AIもそういうとんちんかんな答えをすることが、聞くほうが悪いんですけども、そんなことが出てきました、びっくりしましたけどもね。

それじゃ、このスーパースクールの構想というのは、旭川独自の考えに基づくものなのか、それとも国の指定校制度など、これを活用するものなのか、それについてお答えください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 スーパースクールにつきましては、文部科学省の授業時数特例校や教育課程特例校といった制度の活用を考えております。授業時数特例校とは、学校や地域の実態に応じて、国語や社会の時数の一部を総合的な学習の時間に上乘せし、探究力を重点的に育成することなど、教科ごとの時数を柔軟に設定し、時間の使い方を工夫しながら教育を実施することができる制度でございます。また、教育課程特例校とは、より効果的な教育を実施するため、地域の歴史や産業を学ぶための教科の新設や、小学校の低学年から国が定めた枠組みを超えて英語教育を行うことなど、独自の教育内容をカリキュラムに加えることが認められる制度でございます。

こうした枠組みの中で授業時数や教育課程を弾力的に運用することができる学校として設置することを、現在、検討しているところでございます。

○上野委員 このスーパースクールについては、予算があるわけではないんですね。特例校の認定を受けるだけというふうに私は解釈したんですけど、それで間違いはないですよね。これについて

の予算というのは特についてないということですね。

それでは、これも、教育行政方針の中で触れた、今の答弁とはちょっと違うところなんですけども、英語や理数、情報といった授業の充実に取り組む特例校、スーパースクールの設置を検討しているんです。ここで書いてある、なぜ英語、理数、情報というふうな教科が出てきたのか、それをまずお聞かせ願いたい。

それから、また、こういう特別な学校をつくることによって、他の学校との比較において教育の公平性という意味からするとちょっと特殊な感じがするんですけど、そういったことについて問題はないのか、それについても併せてお示してください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 グローバル化の進展が社会に多様性をもたらし、急速な情報化や技術革新が生活の質を変化させております。このような時代を生き抜くため、世界に通用するコミュニケーション能力を養う英語、論理的思考力を養い、新たに価値を創造する理数や情報といった学習を通じ、確かな学力と探究力を育成する必要があると考えております。

また、教育の公平性につきましては、文部科学省の制度に基づき、教育課程の弾力的な運用が認められた枠組みの中で進めるものであり、次期学習指導要領の方向性と軌を一にする取組であると考えております。

○上野委員 教育の公平性については、特に、文科省のそういう特例校ですので問題はないということで、特別な教育がそこではなされるんだと。教科についても、先ほども言いましたように、これからのことですので、どの教科をやるのかという具体的なことは、今段階ではなかなか決まらないのかな。ただ、はっきり言えるのは、今の世の中にマッチしたような、適応できるような、そんな教科を重点的に行っていくという、教育課程を自由に、その辺は編成できるということが一番の強みなのかなというふうに思っています。

先ほど細かいことを聞いても答えられないですねと言いながら、聞きますけども、学校規模というのはどのぐらいのものを想定しているのか、お示してください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 校舎につきましては、統廃合対象の過小規模の校舎を活用し、小中学校9年間の一貫教育を行う義務教育学校とする計画であることから、1学年につき1学級程度と考えており、1学級の児童生徒数につきましては、特色ある教育活動の充実が図られ、その狙いを達成する上で適切な人数を検討し、調整してまいります。

○上野委員 小中9年間を通して一貫教育を行う義務教育学校ですね。現在も、たくさん、上川管内にも今できてきている学校だと思います。そういった形を取るということですね。1学年に1学級ずつということですね。

それでは、そういうスーパースクールの成果、これを他の学校に還元するというのが言われていましたけど、どのようにこの成果を市内の学校へ生かしていくのか。これについては、いつも思うんですけども、研究指定校とかを受けたり、附属の授業を見たりして、大変すばらしい授業をやっているんですけども、集まってくる児童生徒の能力であるとか、教える教員の力量であるとか、施設設備の違いから、非常に、せっかくな教育を紹介されても、なかなか実践できないっていう場面がやっぱりあると思うんですけども、それについてはどのようにお考えなのか、お示してください。

○工藤学校教育部教育指導課長 スーパースクールにおきまして特色ある教育活動に先導的に取り

組むことにより得られた効果的な実践につきましては、教職員研修や公開授業のほか、ＩＣＴを活用して積極的に他の学校へ還元し、本市全体の教育活動の充実が図られるものと考えておりまして、文部科学省の制度の枠組みの中で進めてまいります。

○上野委員 スーパースクールについては、大体どんなイメージなのかというのは、今日の質問として大体見えてまいりました。

私が最初に申し上げたように、現在の学校というのは、本当に、学習指導要領に縛られながら、教育課程もなかなか柔軟性がなく、授業時数だけをきっちり数えるような、私がいたときからそんな感じだったんですけれども、何か、そういう画一的なって、先ほど言葉が出ましたけども、その中でも学校は工夫をしているんですけれども、どうしようもない部分というのはやっぱりありまして、変えられない。それらを、今回のこのスーパースクールを通しながら、どんなことが学校現場でできるのか、ぜひ検証していただいて、次の学習指導要領の中で、もっとやっぱり柔軟な教育課程がつけられたり、学校生活が送れるような、そんな方向に進めば、大変、私は楽しい学校づくりというのがそこでできるんじゃないかなというふうに思っています。

そういったことが、楽しい学校をつくるのが、不登校やいじめや学校の諸問題を、やっぱり子どもたちの興味に沿ったところを拾い上げていけば、そういったことの抑制につながっていくのではないかなと大いに期待しているところであります。

それでは、スーパースクールについてはそこで終わります、同じく、学びの多様化学校についてお聞きいたします。

不登校に対する特例校、これについてお聞きしますが、まず不登校というのをどのように捉えているのか、お示しをいただきたいと思います。

また、不登校の要因になる理由についてはどう考えているのかも併せてお示してください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 国におきましては、不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因により学校に登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるため、年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由を除いたものと示されております。

本市の不登校の要因につきましては、全国と同様に、学校生活に対してやる気が出ないが最も多く、続きまして、生活リズムの不調に関する相談があったとなっており、複数の要因が絡み合っているものと推察されます。

○上野委員 今の答弁の中にありましたように、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因、ただの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因じゃなくて、何らかのという言葉がついているということなんですよ。これは、やっぱり分からないんですよ。

私も、現役のとき、何人か、私のクラスに不登校の子がいました。それも、３８人の中で顕著なのは３名おりましたけども、全く私たちが予想してないような理由が、後になってから私のところに手紙が来たり、電話が来たりして、事実が分かったということがあります。

ですから、その要因も、今現在、本人が口で言っていることが、果たしてそれが本当の理由なのかどうなのか、これも分からないぐらい、非常に難解なやっぱり指導なんだろうと思います、不登校についてはですね。

まず、そこで質問ですけども、この学びの多様化学校というのはどういうものか、また、全国の設置状況や国の方向性についてお伺いしたいと思います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 学びの多様化学校につきましては、文部科学省の指定を受け、不登校児童生徒の実態に配慮し、特別の教育課程を編成する不登校特例校のことでございます。年間の授業時数を削減し、体験学習を多く取り入れるなど、子どもたちの状況に応じ柔軟なカリキュラムを組むことが可能となるため、誰一人取り残されない教育を実現し、多様な学びの場を保障するための重要な仕組みであると認識しております。

国におきましては、令和9年度末までに全国で300校の設置を目指しておりまして、令和7年11月現在、全国では59校、道内では、札幌に私立の中学校と高校がそれぞれ1校あり、釧路市では令和8年4月に中学校の開校が予定されております。

○上野委員 不登校特例校、これを指すということです。もう既に結構な数の学校が設置されていて、北海道においてもかなり進んでは来ているという状況を今知りました。

旭川市においては、今後のスケジュールをどういうふうに考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 令和11年4月の開校に向け、令和7年度につきましては、文部科学省の事業を活用し、学びの多様化学校に係る専門的知見を持つマイスター派遣を受け、教育委員会職員の理解を深めてまいりました。

令和8年度は、マイスターからの助言をいただきながら、先進事例の調査研究、視察のほか、検討委員会を設置して有識者からも意見を伺い、加えて、不登校児童生徒やその保護者からニーズを把握してまいります。また、市民や通学を希望する児童生徒とその保護者を対象に説明会を開催し、広く意見を聞いて取組を進めていく考えであります。

○上野委員 様々な角度から実際に悩んでいる子どもや親からも意見を聞くということで、たくさん、やはりそういった情報を集めたほうが私はいいと思います。

それで、細かいことになりますけど、現在ある小規模校など、これを活用してもよいのではないかなというふうにも感じるんですが、その辺についてお示しいただきたいと思います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 統廃合対象の過小規模校の校舎を活用し、市内全域から通学可能な特認校として検討を進めてまいりたいと考えております。

○上野委員 もうちょっとこの学校について詳しく聞きますけども、旭川市では、どのような形態で設置を考えているのか、また、児童数や教員の配置、学校規模、これらについてはどういうふうに考えているのか、また、市内全域から集めるということになると、一番の問題点は通学手段についてだと思うんですけども、そういったことについてはどのようにお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 本市では、市内全域から通学することができる特認校として義務教育学校での設置を目指し、検討準備を進めてまいります。児童生徒数につきましては、一人一人にきめ細かな支援を行うことができるよう、少人数で教育活動を進めることが望ましいと考えておりまして、今後、具体的に検討する予定であります。教職員定数につきましては、いわゆる義務標準法に基づき、他の学校と同様に決定されるものと認識をしてございます。

また、遠方からの通学が不登校の改善に向けた障壁とならないよう、実効性のある通学支援策の在り方につきましても、他の自治体の事例を参考にしながら検討を進めてまいります。

○上野委員 細かいことは、これから徐々に検討していくということで、課題は、やっぱり、かな

り、実行までには多くあるのかなというふうに、今のお話を伺っていてもそういうふうに感じます。

それでは、先ほどの不登校の原因のところに戻りますけれども、先ほど申し上げたように、不登校の原因というのは、本当に、何らかのという言葉がつくぐらい、訳の分からないところもありますし、多様であるとは思っております。そういう、学校へ行きたくない子を学校に集める、このことについて無理はないのか、そのことについての見解をお示しいただきたいと思います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 学びの多様化学校につきましては、国が令和5年に取りまとめた、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランにおいて、令和9年度末までに全国で300校の設置を目指すものとされているものです。児童生徒が登校しやすいよう、授業時数を削減し、日課にゆとりを持たせるとともに、達成感や自己有用感を得られる体験活動を充実させるなど、特色ある教育課程を編成することができることから、児童生徒がこの学校なら登校して学びたいと感じる魅力ある学校を目指し、準備を進めてまいります。

○上野委員 思いは分かりました。

ただ、我々が、学校に来てもらいたい、もらいたいという思いが強ければ強いほど、なかなかその達成というのは難しいのかなって、自分で不登校の生徒を扱っていて、特にそういうふうに思います。このぐらいだったら来てくれるんじゃないかな、こんな楽しいことがあるから来てくれるんじゃないかなと思いながら誘ったことが、逆に不登校の子を追いつめてしまった結果になったということもありますので、非常に難しい問題だと。

ただ、一部、学校へ行きたいという気持ちが残っている不登校の子どもたち、こういった子どもたちにとっては、魅力があって、そういうところでちょっとやってみようかなという何かのきっかけには大いになるのかなと私は思っています。

それでは、もうちょっと掘り下げますが、本市の特色を生かした教育課程の編成ということがうたわれていますけども、本市の特色を生かした教育課程というのはどのようにお考えなのか、お示しください。

○中山学校教育部教育指導課主幹 ものづくりや農業など本市の強みを生かし、専門分野で活躍する人材を講師に招いた体験活動を取り入れるとともに、コミュニケーションスキルや対人関係を養う授業を導入し、不登校生徒の安心感の醸成と社会的自立を支援する教育課程を編成してまいりたいと考えております。

○上野委員 本市の特色ですね。なかなか言葉にすると難しいのかなと思いますけど、まだまだいろんなものがあると思いますので、これから進めていく中で、本当に本市の特色というのはどういうふうに子どもたちに伝えていくのかというあたりは、もうちょっと検証を深めていただければなというふうに思います。

それでは、ここまで様々な答弁を聞いて、先ほど申し上げたように、不登校の、本当に広い志を持っていこうかなと思っている、不登校から登校に差しかかる、ちょうどそういう境目に来ているような子どもたち、それから、不登校に入ったばかりの子どもたちで、まだ自分の中でも理由が明確に分からないという、悩んでいる子どもたちは、きっとこの学校ができたということで非常に興味を持って、行ってみようかなという感じになるんだと思いますし、そういう意味では非常に効果的な部分があるのかなと思います。逆に、でも、本当に不登校にどっぷり今はまっけてしまっている子どもたちにとっては、なかなか、そういう学校があるよって勧めても、足の向かないことも出

てくるのかなと思います。

私が一番最初に不登校の子に向き合ったのは、私が25歳のときですから、今、45年ぐらい前なんですけども、その子は、やっぱり、そのとき、登校拒否と言っていましたけども、研究会に行って、教育大の先生と話をした中で、不登校の経過にも一つの流れがあって、まず、学校へ行きたくないと言い出して、しばらく休んで、そのうち家庭内暴力が起きて、家庭内暴力というのは、家族に対してだけじゃなくて、物に対してぶつかっていたり、そういったことがあって、そして、その後、ちょっと落ち着いてきて、そして、誰とも接触しない時期があって、そして、それから自分を見詰めるようになって、学校へ行こうかっていうふうになるんだという、これは一つの例ですけど、それが全部当てはまる、さっき言った、何らかの理由で全部それが当てはまるわけじゃないんですけど、そういう過程を通して社会に出ていった子なんです、その子はですね。

ですから、一番悩んだり、家庭内で物に当たったり、どうしようもない自分を悩んでいるときに、幾ら学校を勧めても、これは全然効果のないことになるのかな、逆効果になるのかなというふうに私はちょっと感じています。だから、そういったことも含めて学校づくりを進めていただければなというふうに思っています。

ただ、私が言いたいのは、今、不登校学校じゃなくても、現存の学校の中でも今お話しされたことはできるんじゃないかと。要は、だから、生徒に目が行き届くような教員の数、それを、やっぱり、きちっと、旭川市は、昔というか、前は少人数学級もやっていましたし、そういったことを先駆けてやった実践もありますし、先生方の数を増やして、そして、今、学習指導要領がありますから教育課程を勝手にいじるわけにはいかないですけども、その中でやっぱり柔軟にできる部分については柔軟に考えるように、また学校現場で考え直して、そして、私が何度か言っている楽しい学校、楽しい学校というのは、いろんな意味があります。ただ、どんちゃん、騒いで楽しいというんじゃないくて、やっぱり、分かる、できる、私が行っても何かできる、私が行っても分かるというような、そんな学校づくりをすることが、対症療法的な不登校に対する策じゃなくて、それを未然に防ぐ方法になるんじゃないかと私は常日頃思っているんですけども、それについてどのようなお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 不登校への対応につきましては、児童生徒の状況に応じて選択ができる多様な学びの場を整備することと併せまして、魅力ある学校づくりや、休み始めにおける対応など、未然防止の取組が重要であると考えております。引き続き、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することができるよう、体制整備や働き方改革を進めるとともに、児童生徒が、できた、分かったという喜びを感じながら楽しく学校生活を送ることができるよう、授業改善に向けた取組を推進してまいります。

○上野委員 それでは、この項目の最後の質問になります。

部長にお答えいただきたいんですけども、今、現存の学校でもできることがあるんじゃないか、その予防策としてやれることがもっともっとあるんじゃないかというのと同時に、2校を新たに設置するという、このことについて、私は真っ向から反対するわけでもなく、先ほど言ったように期待をしているところもあります。

その中でどのような子どもたちを育成したいのか、これについての見解を最後に伺いたいと思います。

○坂本学校教育部長 新たな学びの場の創出についてでございます。

A I 技術に代表されるように、近年は、教科書どおりの知識だけでは対応できない変化の波が押し寄せていると思っています。個人の可能性を最大限に伸ばすためには、従来の枠組みにとらわれず、デザイン思考を教育に取り入れるなど、教科横断的に知識を習得、活用して、自ら新たな課題を見つけ出し、解決できる力を養うことが重要になると考えています。また、児童生徒を誰一人取り残さないため、状況に応じた学びの保障が全国的な課題ともなっています。

学びの多様化学校とスーパースクールについては、本市ならではの特色ある教育課程を編成し、先導的な知見を各学校へ波及させ、市全体の教育活動の向上を目指すものであります。全ての児童生徒が、このまちで生まれ育ち、学んだことに喜びを感じ、ふるさと旭川を誇りに思い、未来へと羽ばたくことができるよう取組を進めてまいりたいと思っております。

○上野委員 大変楽しみにしておりますので、ぜひ、今後も注視させていただきたいと思います。

それでは、続きまして、いじめ問題対策推進費のほうに移ります。

まず、いじめ問題対策推進費の予算の概要についてお示しいただきたいと思います。

○田村学校教育部主幹 いじめ問題対策推進費については、旭川市いじめ防止対策推進条例及び旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を推進することを目的に、附属機関であるいじめ防止等対策委員会の開催や、子どもが主体となったいじめ防止の取組などを進めるもので、令和8年度当初予算として1千322万5千円を計上しております。

その主な内訳は、いじめ対策コーディネーターとして配置する会計年度任用職員3名の報酬等として660万円、小学校第3学年全児童、教職員、保護者等を対象とした人権教育プログラム事業実施の委託料等として312万円などとなっております。

○上野委員 旭川市いじめ防止対策推進条例及び旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を推進する、これが目的であるという答弁でございました。

それから、取組の中で特徴的なのが、小学校第3学年全児童、それから教職員、保護者を対象とした人権教育プログラム、この事業実施、これに312万円の予算立てをしているということです。

それで、お聞きしますが、この人権教育プログラム事業というのはどんな内容なのか、お示しいただきたいと思います。

○田村学校教育部主幹 人権教育プログラム事業については、児童生徒がいじめや虐待、性暴力といった様々な暴力から自分を守るため、事業者等に委託して、学校に講師を派遣し、児童生徒、教職員、保護者等を対象としたワークショップの実施を通じて、人権教育に係る学習の充実を図るものであります。

令和5年度は、中学校第1学年生徒と教職員、保護者を対象として実施してまいりましたが、早期に自他の人権を大切にする態度を養うことが重要であると考え、令和6年度以降は、小学校第3学年児童、教職員、保護者を対象として実施しております。

○上野委員 令和5年度から実際に行われていたということで、ちょっと私はあまり詳しく意識しておりませんでした。大変申し訳ないと思いますが、令和5年度は中学校1年生を対象、教職員と保護者、それから、6年度以降は今現在の小学校3年生ということでお話がありました。

私は、予算もあるからそういう形になっているんだろうと思うんですけども、やはり人権教育というのは全ての学年で取り組むべきであると思うんです。当然、日常生活の中では様々な実践や

体験を合わせて授業や何かでも行われておりますし、特に人権については家庭や社会全体でやっぱり取り組むべき内容だと思いますし、この人権教育こそがいじめ予防対策につながる有効な一つ的手段であると私は考えております。そういう意味では、この事業というのは大変注目させていただきたいと思います。

それでは、次の質問に行きますが、教育行政方針において、いじめ対策として旭川モデルを着実に推進するとありましたが、ここまで何回も聞いておりますが、再度確認するため、旭川モデルということについての説明を求めたいと思います。

○田村学校教育部主幹 旭川モデルについては、令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設し、学校、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめへの適切な対処と重大化、長期化の防止、早期発見、早期解決、再発防止を図る本市独自のいじめ防止対策の取組として推進しているものであります。

○上野委員 何度も聞いておりますとおりの答弁でございました。

それでは、この旭川モデル、学校現場ではどのように関わっているのか、また、学校現場の先生方の反応、これはどのようなものなのか、お示しをいただきたいと思います。

○田村学校教育部主幹 いじめ防止対策「旭川モデル」では、重大化や長期化のおそれがある事案について、指導主事やいじめ対策コーディネーター、いじめ防止対策推進部の職員や支援員などが緊急支援チームを編成して学校を訪問し、迅速な初動対応や対処プランへの助言、被害児童生徒の心のケアや保護者との面談対応の支援を行っております。また、状況に応じて弁護士や医師、心理士などによる、相談できる体制を整えており、対応が困難なケースにおいては専門的な知見を活用した支援を行うことができ、学校の負担軽減につながっているものと考えております。

○上野委員 ただいまの答弁で、教員委員会の見解として一番最後に言っていることだと思うんですけど、学校の負担軽減につながっているというお考えについては、そういうことであるということが分かりました。

それで、次の質問ですけれども、教育行政方針の中でまた触れてはいますけれども、これまでの不登校重大事態の結果を踏まえ、きめ細かな再発防止に取り組むとありましたが、いじめについては、必ずしも不登校につながらないいじめもあると思いますが、なぜ不登校重大事態の調査結果を踏まえる必要があるのか、お示しいただきたいと思います。

○田村学校教育部主幹 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、ひどくぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりするなどのいじめの態様については多岐にわたります。本市では、令和5年度にいじめの重大事態として調査した14件のうち、13件が不登校重大事態であったことから、旭川モデルの取組の一つとして不登校重大事態の未然防止の強化が必要であると捉え、各調査報告書で示された課題を整理し、いじめを起因とする不登校への支援策と再発防止策をまとめ、学校への周知と取組の徹底を図ることとしております。

○上野委員 不登校のことの対応で先ほどまで質疑を続けていたんですけども、不登校というのは、先ほど話したように、いじめが原因の場合とそうじゃない場合というのは、やっぱり、当然あると思うんですよね。これは、実際に見たら、重大事態の14件のうち13件が不登校に絡んでいたということで、そういったことだと思うんですけども、初めからいじめありきで不登校の問題というのは、私はちょっと考えられないかなと思うんですよ。確かに関連は大きくあると思いますが

けど、先入観を持って、先ほど申し上げた不登校の解決、これにはつながらないなというふうに思っているんですよね。不登校の子が必ずいじめを受けているんじゃないかみたいな、そういう考えは、なかなか、ちょっと危ない考えなのかなというふうに思っています。

それで、次の質問ですけど、いじめ対策官とスクールサポーターの役割についてお示してください。

また、その後、これも前にも私は質疑しているんですけども、現場の教員との連絡調整、これについてはどのように行っているのか。これについては、勤務態様が違うので、時間的なずれが学校の中で生じて、その中で調整の時間を取るということは、非常に、私は前にも指摘させていただいたんですけども、困難であるんじゃないかというふうに思っているんですよね。人員は増えただけでも、その連絡のための時間が教員の仕事の妨げになるんじゃないかという思いもあるので、それについてお示しいただきたいと思います。

○田村学校教育部主幹 校内教育支援センターに配置しているスクールライフサポーターについては、不登校支援員としての業務に加え、いじめ対策官も兼務しております。

日頃から、生徒指導部会への参加のほか、校内巡回後に学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等と直接連携を図りながら情報共有を行うなど、学校いじめ対策組織の一員として生徒及び保護者への支援や対応に当たっております。また、相談対応の状況については、クラウドを活用して教育委員会とも情報を共有しており、他校のスクールライフサポーターとも、チャットを活用し、連携の強化を図っているところです。

○上野委員 対面だけじゃなくて、様々な方法を使いながら、時間の使い方も工夫されながらやられているということの理解でよろしいですね。

分かりました。

それでは、次に、旭川モデルにより、いじめの認知や初動の取組など、学校現場が行ういじめの対応というのは、これは大きく変わってきたと思います。それによって、私がちょっと耳にするところでは、学校現場は混乱しているという話も直接聞くことが多いんですけども、このことに対しての見解をお示してください。

○坂本学校教育部長 令和5年度から開始した本市独自のいじめ防止対策「旭川モデル」の取組については、校長や教頭をはじめ、全ての教職員を対象とした研修などを通じて、毎年、周知を図っており、法に基づく組織的な対応や初動対応の徹底に努めてきております。

この間、学校いじめ対策組織については、構成員などの見直しにより再整備したほか、学校だけでは対応が困難なケースについては、週1回の報告を受けることとし、学校、教育委員会、いじめ防止対策推進部が一体となった早期発見、早期解決の体制が構築されてきたものと認識しております。

本市では、人事異動により市外から転入する教職員が多く、年度当初は本市独自の取組に戸惑うことも想定されますので、全ての教職員が、法に基づく正しい理解の下、いじめ防止の対応に当たることができるよう、引き続き教職員の意識向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○上野委員 ただいまの答弁をいただきまして、学校、教育委員会、いじめ防止対策推進部が一体となって早期発見や早期解決の体制が構築されてきたという認識の答弁をいただきました。そういう評価をしているということですね。

私も、学校現場でいじめ防止対策推進部と教育委員会が子どもに面談をやっている場面にもちょ

っと立会いをさせてもらったこともあるんですけども、やっぱり、そういったことは、一定の効果は、私は、当然、そこは否定はしておりません。特に、それから、学校現場における早期発見という意味については、やはり、それだけ先生方が注意深く見ているので、発見については多い。それがいじめの件数が多くなっていることにつながっているのではないかなというふうには思っております。

それでは、そういったことが、今、一体となっていて行われているんですけども、令和8年度は、いじめ防止対策推進部が部としてなくなって統合されます。そのことについての影響についてはどのようにお考えなのか、お示してください。

○坂本学校教育部長 本年4月からの機構改革により、いじめ防止対策の専担部はなくなりますが、新設されるこども・女性・若者未来部において、これまでいじめ防止対策推進部が担ってきた機能や役割は存続され、また、部長職としていじめ対策監も配置されますので、引き続き、学校、教育委員会、市長部局とが一体となって取り組む旭川モデルの推進には影響はないものと考えております。

○上野委員 影響がないということで、今、答弁をいただきました。私も、ぜひ影響がないように、今の取組を続けていけるような体制であってほしいなというふうに思っています。

それで、ここで質問をやめようと思ったんですけど、どうしてもちょっと気になる1点がありまして、最後に、付け足してもう1点聞かせてください。

先ほど、答弁の中にも早期発見、早期解決という言葉がありました。教育委員会の考えるいじめの解決というのはどういうことなのか、これについて最後にちょっとお答えいただきたいと思います。

○坂本学校教育部長 いじめ対応について、法ですとか国のガイドラインに基づく考え方を申し述べますと、認知してから一定期間が経過した段階でいじめの行為がやんでいること、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことという2つの要件が満たされた場合に、いじめの解消の判断を行うこととなります。

一方で、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性や、いじめを受けたことによる心理的な影響が容易に消えない場合も十分あり得ますことから、学校では、解消後においても、関係児童生徒を日常的に注意深く観察し、見守り続けることが重要であります。

さきの重大事態においても、再調査報告書でいじめの認知や組織的対応の不十分さが指摘されており、まずは、法に基づく対応を徹底し、事案の内容によってはちゅうちょすることなく重大事態としての認定を行い、その上で必要な調査を速やかに講じることが早期にいじめを解決していくことにつながると考えております。

同時に被害者への支援や加害者への指導を継続し、再び人間関係を築いて、ふだんどおりの学校生活を過ごせる環境づくりにも取り組んでいかなければならないと考えています。

○上野委員 いじめの問題の解決に至っては、法的な考え方は、今、学校教育部長がお話しされた内容だと思います。

ただ、現実を見ますと、重大事態になって、解決にそれでは至ったかという、なかなかそういう結果にはなっていないように聞いております。最終的に何が起きるかという、加害者もしくは被害者が当該学校から転校して会わなくなるという結末が非常に多いように私はちょっと聞いており

ます。特に、小学校6年生になると、中学校でもまた一緒になるのが嫌だから、そこで分かれてしまうと。これが一つの解決だというのであれば、それはそれでいいと思うんですけども、2人の加害者、被害者と言われる子どもたちに何が残るかといったら、それは、一生、そのことが、いい思い出じゃなくて、悪い思い出で残っていくのかなって私は感じるんです。

それに対して、子どもたちだけでなく、保護者も絡んでの様々な複雑な要素というのがやっぱりあるので、この問題はやっぱり難しいのかなというふうに思っています。

ですから、重大事態と言って、そこでいろんな専門家を入れてやること、これももちろん案件によっては非常に大事なことで、そこに至る前に何かやれることっていうのが今まで学校現場にもあったんじゃないかなって私は思っているんですよね。何か、それを飛び越えて法の部分に頼ってしまっている部分がやっぱり学校現場にはあって、それがやっぱり先生方にはなじまないということが、私のところに伝え聞こえてくる言葉につながっているんじゃないかなと思います。

このあたりについては、今ここで結論というわけにいきませんので、今後は、そういうやり取りを通して、法律もありますから、法律に逆らっていることはできないわけですから、法律を超えるわけにはいかないですけど、法律じゃない部分でやれることっていうのは、もうちょっと学校現場には残っているんじゃないかなというふうに私は思っています。それを言わせていただきたいと思います。

それでは、この項目については終わらせていただきます。

それでは、時間も大分かかっていますので、最後の質問で社会教育部のほうに聞かせてください。

まず、国のアイヌ政策推進交付金、これを活用した事業の総額と補助率、財源内訳についてお示しく下さい。

○坂本社会教育部文化振興課長 アイヌ政策推進交付金につきましては、社会教育部だけではなく、福祉保険部や観光スポーツ部など複数の部局での事業においても活用しており、これらの事業の総事業費は、博物館の補修費を含めまして1億3千354万9千円となっております。

財源内訳につきましては、一部事業でアイヌ関連部分とそうでない部分とで案分して算出している事業もございますが、基本的には、アイヌ関連部分については、国の交付金が8割、残りの2割がアイヌ施策推進基金繰入金となっており、一般財源はゼロとなっております。

○上野委員 早速、アイヌ施策推進基金がここで活用されているということで、一般財源はゼロという御報告がありました。

その中で、令和8年度交付金を活用した主なものというのはどんなものがあるのか、お示しいたきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和8年度にアイヌ政策推進交付金を活用した主な事業についてでございますが、社会教育部関係分で申し上げますと、設備整備関係としまして、博物館のエレベーター更新工事で1千233万9千円、同じく博物館の展示ケースLED化で2千954万6千円を計上しているほか、ソフト事業のほうでは、神居古潭ビジターセンター設置運営関連事業として3千416万9千円、嵐山にありますアイヌ文化の森・伝承のコタンにあるチセの補修としまして120万円、科学館では、中学生を対象としたプラネタリウムを使ったアイヌの星に関する学習支援として130万円などを計上しているところでございます。

○上野委員 アイヌ文化に関連の事業が確実に実施されてきております。その中で注目する2つの

事業について、まずお聞きしますけれども、一つは、神居古潭のビジターセンター、これについて、事業構築の経緯と目的、そして概要についてお示しいただきたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 神居古潭は、アイヌの魔神伝説の地として語り継がれている場所ではありますが、伝説に関わるスポットが河川敷地内に広く点在していることから散策の負担が大きいことや、河川敷地内に現物があり、近くで見学できないといった課題がございます。

このことから、令和6年度に開催した旭川市アイヌ施策推進検討会において、参加者の方から、伝説関連スポットの見学を容易にするためのハード整備の要望がありましたが、神居古潭の現状や取組の効果が不明なままでの整備着手は、長期的な維持管理コストも含めると投資リスクが非常に大きいと判断し、まずは仮設物の設置や、デジタル技術の活用による同地における現状把握と、アイヌ関連事業の成果を実証するものとして本事業を構築したところでございます。

本事業では、神居大橋付近の南山商店跡地に夏から秋の一定期間ユニットハウスを設置し、アイヌ団体による文化解説や観光案内、関連物品の販売などを行うとともに、デジタル技術の活用により、神居古潭に伝わる魔神伝説や地域のアイヌ文化について、来訪者への分かりやすい情報発信の在り方の検証に取り組んでまいります。

○上野委員 かつては、昔、私は芦別なので、芦別から帰ってくるときに神居古潭を通過して旭川に入るんですけれども、あの辺りに売店なんかもあったりして、観光の物産なんかもあって、アイヌの雰囲気というのは若干まだ残っていた時代を知っておりますけれども、やっぱり、何かこう、一つ、軸になるものが欲しいなあって私もちょっと思っておりました。聞くところによると、トイレもなくなっていたということも聞いていますので、そういったことから考えれば、発想としては面白い発想なのかなというふうに思っています。

それじゃ、なぜ夏から秋と限定したのかについてお示してください。

○坂本社会教育部文化振興課長 神居古潭ビジターセンターの開設時期につきましては、令和8年度は初年度ということもあり、上水道などのインフラ整備や備品の調達など、準備に一定程度時間を要することから、夏あたりからの開設を目指しており、また、夏とか秋のシーズンは、市民や近郊の方々にとりましてドライブなどで外出機会も多いことや、観光のハイシーズンということもあり、多くの来訪者が見込まれる時期でありますことから、この時期でのビジターセンターの開設を想定しているところでございます。

○上野委員 私も、かつて、1回だけですけれども、石狩川をボートで下って行って神居古潭で降りたという、それはちょうど秋の時期だったんですけれども、まだ紅葉がそんなにすごい時期じゃなかったんですけれども、やっぱり、川から見る岩の形であるとか、紅葉であるとか、大変、やっぱり、あの辺りは秋の時期が一番いいのかなと。そういう意味では、夏から秋というのは正解なのかなと思いますけれども、冬の観光客、スキーなんかで来る観光客にも冬の神居古潭を見てもらうことを今後は考えていただければなというふうに思っています。

それでは、次に、予算内訳をお願いします。

○坂本社会教育部文化振興課長 予算につきましては、総額3千416万9千円を計上しており、内訳としましては、仮施設としてのユニットハウス及び備品の設置業務が568万7千円、施設運営に必要となる上水道の設置業務が86万4千円、文化解説や観光案内などを行う運営業務が781万8千円、神居古潭に伝わる魔神伝説を現地の風景と重ねて紹介するARコンテンツの整備業

務が1千980万円となっております。

○上野委員 やっぱり、聞いてよかったです。神居古潭に伝わる魔神伝説というのは大変興味のあるところで、どんなものなのかなというのはすごい楽しみにしたいと思います。

それで、この項目の最後になりますけれども、狙いや期待される効果というのはどのようにお考えなのか、この項目についてお聞かせ願いたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 神居古潭が札幌方面から本市への観光の動線上に位置していることを踏まえ、旭川地域のアイヌ文化や神居古潭の歴史、自然環境などについて、来訪者の興味、関心を喚起することを狙いとしており、そこから博物館や川村カ子トアイヌ記念館などの施設や市内外のアイヌ文化関連スポットを巡る方法なども案内することで、自主的な学びや探究の広がりを積極的に促してまいります。また、神居古潭は、日本遺産や大雪カムイミントラジオパーク構想の構成要素の一つでもあることから、市内のみならず、周辺市町を含めた広域エリアのアイヌ関連施設や観光資源とも連携し、相互の魅力発信につなげていきたいとも考えてございます。

なお、本事業は、地域計画において、神居古潭整備に関する実証実験として位置づけており、魔神伝説ARやドローン空撮映像の活用など新たな取組を試行し、その成果を検証する場としても活用してまいります。成果が確認された取組につきましては、例えば、博物館展示へのAR解説の導入など、他施設への展開についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○上野委員 何か、神居古潭だけが活性化することじゃなくて、そこをスタートに、旭川市内、上川にある様々なアイヌ文化につながっていくような波及効果というのが大きな期待の一つなんだというふうにして、今、答弁を聞いて思いました。ぜひ、そういう思いで、ここに集まった観光客が、ここもある、あそこもあるというような、旭川周辺のアイヌの文化が分かるような、そんなつくりにしていただければなというふうに思います。

それじゃ、もう一つ、アイヌ文化の伝承でチセに関わることでちょっとお聞きしたいんですけど、アイヌ文化伝承のコタン整備費について、事業の概要と令和8年度の予算額及び事業費の内訳についてお伺いいたします。

○沼田博物館長 嵐山公園内のアイヌ文化の森・伝承のコタンにございます3棟のチセとその附帯施設につきましては、旭川市アイヌ施策推進地域計画に基づき、定期補修や建て替えを計画的に行い、チセを良好な状態で保存すると同時に、習熟者から若年者への建設及び補修技術を伝承する機会の創出を図ることとしております。

令和8年度予算につきましては、3棟のチセのうち、最も大きなチセであるポロチセにつきまして、壁や屋根に用いられるササの傷みや支柱の腐食が確認されたことから、支柱の入替えやササのふき替え作業を実施する予定であり、修繕費120万円を計上しております。

○上野委員 チセを造ることに当たっては、私はこれに関わっている人からも話を聞いていますし、随分以前からアイヌ記念館の中にあるチセのことで私の息子や娘たちが関わっていたということがあって、このチセの造り方の難しさやなんかはちょっとその頃から聞いていることなんですよ。

御存じのとおり、アイヌ文化というのは、文字に書いて残すという、そういう文化の伝承じゃなくて、口承によるものと言って、口伝えでやっていくので、人が変わっていけばどんどん、どんどん考え方が変わっていくという、そんな難しさがあるみたいなんですけども、嵐山公園内のチセの補修や建て替え、これまでの経過はどんなふうになっていたのか、お示してください。

○沼田博物館長 アイヌ文化の森・伝承のコタンの開設当初、5棟のチセがございましたが、腐食や大雪による倒壊でポロチセ1棟と小さなチセであるポンチセ2棟の3棟となりまして、その後は、この3棟につきまして、腐食や劣化の状況に応じて屋根や外壁の補修が行われてまいりました。また、必要に応じて建て替えも実施されてきており、平成10年度及び平成12年度にポンチセをそれぞれ1棟ずつ建て替え、さらに平成21年度及び令和4年度には、ポロチセの建て替えが行われております。

○上野委員 先ほど申し上げましたチセの造り方というのは、何か、建てる方向だとか、窓の方向だとか、それから、屋根にふくササも、そこらにあるササじゃ駄目みたいなんですよ。それは、ちょっと、私はうまく説明できないんですけども、結構な、やっぱり幅があって、使えるササと使えないササがあって、そこらじゅうにあるわけではないみたいなんですよ。それを取るのが大変だっていう話も聞いたことがあります。

このチセの補修というのは、どのような団体が今行っているのか、お示しいただきたいと思います。

○沼田博物館長 チセ等の補修は、単に適切な状態を維持することだけでなく、アイヌ文化の森・伝承のコタンの設置目的の一つであります、アイヌ文化の伝承という重要な意義も持っております。具体的には、素材の選定、入手から骨組みの造り方、屋根のふき方など、一連の工程において、その知識、技術に習熟した者が指導し、次世代への技術伝承を行う貴重な機会となっております。

また、ササぶきは、上川アイヌのチセの特徴でもありますことから、アイヌ文化の森・伝承のコタンにあるチセ等の補修や建て替えについては、この地域のチセについて熟知し、知識、技術の伝承を担う市内唯一の団体であるチセ等補修実行委員会によって実施されております。この委員会は、アイヌの方々で構成され、伝統的な技術を継承し、次世代に伝える重要な役割を果たしております。

○上野委員 私が聞くところによると、だんだん、そういうことを知っている人が少なくなってきた、何かやるって言っても集まる人も少なくて、昼間、仕事を持っている方たちも、有給休暇を使ったりしながら、そこで集まって苦労されているという話は前から伺っております。

また、チセの造り方やアイヌ文化については、その地方、地方でやっぱり考え方も違って、以前、私は上川町に行って、上川町にあるチセのところにいたアイヌの方に聞くと、旭川のチセの造り方は乱暴だ、あれでは駄目だというような、私は旭川の間人だと言わないで聞いていたもんですから、厳しく言われましたけども、やっぱり、考え方はそれぞれの地方でちょっとずつ違っている。それから、口承による伝わっていき方というのもやっぱり少しずつ変わっていく、ニュアンスが変わってくるなんていうことがあると思うんですけど、そういったことも含めて、今後に向けての課題というのを最後にお聞かせ願いたいと思います。

○沼田博物館長 チセ等は、自然の素材であるササで造られているため、風雪による経年劣化や腐食などは今後も避けられない状況です。このため、今後も定期的な補修や全面的な建て替えなど、計画的なメンテナンスを継続的に実施していく必要があります。そのため、地元のアイヌの方々の間で技術の伝承や後継者の育成、さらには、チセにまつわる儀式などの継承がなされるよう取り組むことが今後の大きな課題であると認識しております。

引き続き、定期的なチセの補修を通じた技術伝承の機会の創出をはじめ、アイヌ文化の継承に努めてまいります。

また、チセ等の補修には新鮮で良質なササが必要となるため、工期に合わせてチセ等補修実行委員会の方々が随時採取を行っておりますが、近年、特有の問題として、採取地における熊の出没が増加しており、安全に山に入ることが難しくなっています。そのため、補修作業を実施するために十分な量のササを集めることが年々難しくなりつつあります。

野生動物に関する問題であり、具体的な対応策はなかなか難しいところもございますが、安全にササを採取できる環境の整備について、今後検討していく必要があると考えております。

○上野委員 やっぱり、ここでも熊が一つの課題になっていることが出てきました。ここまで私も言いかけていることがあるんですけども、これだけ貴重な文化ですので、何か写真や文書にしてはどうかという思いもあるんですけども、やっぱり、アイヌ民族の方々の口で伝えていくという、やっぱりそれも文化でありますので、尊重しながら、ぜひ、旭川市としても協力して、この文化を継承していただければと最後に申し述べて、私の全ての質疑を終わりたいと思います。

○塩尻委員長 次の質疑項目の時間の関係もありますので、少し早いのですが、休憩に入らせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後3時10分

○塩尻委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村のりゆき委員 それでは、後半戦ですけれども、教育委員会に質疑させていただきたいと思っております。

今回、小中学生等々のスポーツ振興を支えるための遠征費用を大幅に拡充していることを確認させていただきたいというふうに思っております。

まずは、10款2項2目と10款3項2目に関わりますけれども、各種大会選手派遣等推進費について、事業の概要と令和8年度の予算額についてお伺いしたいと思います。

○江洲学校教育部学務課長 各種大会選手派遣等推進費につきましては、小中学校の体育・文化活動の振興と活性化を図るとともに、保護者の負担を軽減するため、中学校体育連盟や吹奏楽連盟が主催する全道・全国大会に児童生徒が出場する場合に派遣費の一部を補助することに加え、旭川市中学校連盟が主催する各種大会の開催経費の一部を補助するものでございます。

令和8年度の予算額といたしましては、小学校は204万円、中学校は1千180万8千円を計上しております。

○中村のりゆき委員 この派遣費は、もちろん補助率で定められている部分もあると思うのですが、大会に出場する派遣費の補助について、一体どういう枠組みになっているのか、補助率がどのようになっているのかを確認させていただきたいと思います。

○江洲学校教育部学務課長 派遣費の補助につきましては、児童生徒の派遣に要する経費のうち、交通費と宿泊費を交付対象としており、いずれも2分の1以内で上限額を定めておりますが、1人当たりの交通費と宿泊費を合算した額を支給するものでございます。

○中村のりゆき委員 個人的には大会選手等派遣補助金の拡充についてという資料をいただいているところですけども、こういった背景で拡充をされたのか、また、見直しの概要についても併せてお伺いしたいと思います。

○江渚学校教育部学務課長 補助額の見直しに至った背景につきましては、小中学校の体育・文化活動の振興と活性化を図る中、近年の公共交通機関の運賃あるいはバスの借り上げ料の引上げ、さらには、宿泊料の高騰を踏まえ、保護者負担の軽減を図るため、補助の上限額を増額しようとするものでございます。

いずれも、選手1人当たり交通費については、全道大会に出場する場合は4千500円から5千円に、全国大会の場合は3万8千円から4万円に、また、宿泊費につきましては、全道・全国大会のいずれの場合においても1泊につき4千円から5千円に引上げを行おうとするものでございます。

○中村のりゆき委員 今は、JRやバスなど、公共交通の料金もかなり値上げされておりますし、ホテル代もかなり高くなっていますよね。そういった物価高騰への対応という説明だったのかなというふうに思います。

交通費は、4千500円から5千円ということで1割程度、全国大会であれば3万8千円から4万円、全道・全国大会に出場するための宿泊費については1千円アップの4千円から5千円にするといった内容でございますけども、この旭川の補助の状況が他自治体と比べてどのぐらいの水準にあるのか、お伺いをしたいと思います。

○江渚学校教育部学務課長 補助額を道内主要都市と比較した場合、対象となる大会や補助対象経費に加え、定額か、定率かなど、それぞれ補助体系が異なるため、一概に金額を比較することは難しいところでございますが、本市の大会選手等派遣費補助金につきましては、交通費と宿泊費を別々に算定しており、1人当たりの単価については上位にあると承知しているところでございます。

また、団体出場の場合におきましても、上限額の設定はなく、総じて高い水準にあると認識しているところでございます。

○中村のりゆき委員 上限額の設定がないというのはかなりありがたい仕組みになっているなと思います。

特に、吹奏楽などは人数が多いですから、そういった中で上限額の設定がされていれば、保護者の方々の負担もかなり大きくなっていくと思うんですけども、上限額は設定していないということですので、これはありがたいなと思います。

ただ、補助の対象については中学校体育連盟による大会あるいは吹奏楽連盟が主催する大会という縛りがあるんですが、心配なのは、中学校体育連盟が主催する全国大会の競技数が大幅に減ることが既に報道されておりまして、今は中学校体育連盟主催の競技が20競技あるんですが、それが11競技に減らされると、ただ、スキーだけは令和11年まで開催地が決まっているので、ここまでは中学校体育連盟でも継続するということですから、実質、8競技になるんですが、その競技については中学校体育連盟主催の大会ではなくなることになるわけなんです。

そうなりますと、今は補助の対象ということで1人当たり4万円と宿泊費は1泊につき5千円までの上限で受けられることになってはいますが、この派遣基準に基づくならば、その8競技については対象外となるかなと思うんです。この扱いについてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○江渚学校教育部学務課長 北海道中学校体育連盟から令和9年度以降の北海道中学校体育大会の実施方法が示され、水泳や体操競技、新体操など、8競技の開催を競技団体に委ねる旨につきましては承知しているところでございます。

令和9年度以降の本市の取扱いにつきましては、対象競技の見直しに至った理由や背景などを踏まえながら、また、本市のスポーツ大会出場費補助金、あるいは、文化芸術関係全国大会遠征補助金との整合性も考え合わせながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 例えば、個人競技のスポーツ大会であれば、スポーツ大会出場費補助金ということで、観光スポーツ部所管の補助メニューになると思うんですけども、全国大会でいうと1人当たり上限が1万5千円ですよ。

現行の制度でいうと、全国大会に出場した場合、中学校体育連盟主催であれば、先ほど言ったように、4万円プラス宿泊費ですから、1泊だとしても4万5千円もらえるわけですが、今の規則に当てはめると、それが観光スポーツ部担当のスポーツ大会出場費補助金という補助メニューに移行されてしまうわけですね。そうすると、3分の1の補助にとどまってしまう、そういう現象が起きるわけですよ。

今は、令和8年度、新年度の予算を審議していますから、中学校体育連盟主催の大会ということですから、全国大会に行けば、4万円プラス宿泊費ですよ。ですから、例えば、4月から中学校2年生になる方が、体操とか、ソフトボール男子とか、スケートとか、そういう競技になりますけども、その競技で全国大会に出たとしたら、4万円プラス宿泊費です。ただ、令和9年度は主催が中学校体育連盟ではなくなることにありますので、このままでいくと、中学校3年生のときは補助金が3分の1になってしまうわけです。同じ競技をやっている、同じ全国大会に行くにもかかわらず、3分の1に減ってしまうという現象が起きかねないということがあります。

なぜ全国大会をやらないんだろうかという理由にはいろいろとあるみたいですけど、少子化で部活動が減少しているとか、教員の大会運営の負担が大きいとか、部活動の地域クラブへの移行ということも影響していると私も存じ上げているところです。

地域クラブへの移行については旭川もモデル事業の段階にとどまっていると思うんですが、北海道でいうと紋別市が完全移行していると聞いていますけども、国としても2031年までに完全移行する方向で考えているというふうにも聞いておりますが、だんだん延びていっているのですね。本当は2025年までに移行するという考えを初めは持っていたんですけど、だんだん延びて、今は2031年までというふうになっています。そして、そこまでに完全移行できるかどうか、まだ不透明なところもあると聞いていますけども、そのような状況です。

今、課長からは、令和9年度以降の本市の取扱いについては、対象競技の見直しに至った理由や背景などを踏まえながらいろいろと検討していくんだということを言っていたんですけども、やはり、ここはしっかりと上に合わせていくという考え方も大事なかなというふうに思います。いわゆる多く出していくことを考えていく必要があるということはこの段階では申し上げておきたいとします。

なお、社会教育部のほうでも全国大会出場に関わる補助金を所管しておりまして、これは既に第1回定例会の補正予算で議決していると思うんですけど、ただ、確認の意味で社会教育部の文化芸術関係全国大会遠征補助金の概要についてお伺いしたいとします。

○坂本社会教育部文化振興課長 文化芸術関係全国大会遠征補助金につきましては、文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るため、文化芸術並びに教育関係の全国大会に参加する部活動等の派遣費用の一部を補助するもので、対象者は、大学までの学生、青少年派遣団体に所属、もしくは、個人の18歳以下で、補助対象経費は交通費と宿泊費となっております。

○中村のりゆき委員 対象が18歳以下ということで、学校教育部とはちょっと違うんですけども、この補助金も今回かなり思い切って拡充したと聞いています。その内容について改めて伺いをしたいと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 令和8年度から適用する拡充内容についてでございます。

全国大会の道内開催につきましては、これまでの1人5千円を1万円に、道外開催につきましては、1人8千円を1万5千円に、補助率につきましては3分の1を2分の1に、補助の上限額につきましては、道内開催で5万円だったものを30万円、道外開催で8万円だったものを45万円に拡充することとしております。

○中村のりゆき委員 これはかなり頑張ったなというふうに思っているところです。

まず、全道大会については5千円が1万円ということで、先ほど学校教育部にも確認した補助内容に匹敵する内容なんですね。ただ、全国大会となるとまだまだ差があるのかなと思うんですけども、かなり引き上げて、8千円が1万5千円と7千円のアップの2倍近くになっているんですけども、宿泊費と合わせると4万5千円と1万5千円ということで、3分の1程度です。

また、補助の上限額を見ると、これまで、道内は5万円で10人相当までしか見られませんかという上限があったわけですけども、5万円が30万円ですから、6倍になったということですね。道外の開催は8万円が45万円ですから、本当に大幅に拡充をさせていただいているわけですけども、この水準が他都市と比べてどうなのか、まずは聞かせていただければと思います。

○坂本社会教育部文化振興課長 他都市の類似する補助制度との比較につきましては、対象者や対象とする大会、補助率など、様々であり、単純な比較はできませんが、道内の主要都市では、そもそも全国大会等への出場に係る補助制度がない自治体もある一方で、本市の道外開催の場合の補助金額であります1人1万5千円に對しまして、2万円以上を補助している自治体もございますので、水準の高い低いは一概には申し上げられないところでございます。

○中村のりゆき委員 個人資料として各自治体を調査したものをいただいているんですが、それを見ると、かなり頑張って出しているところもあるんだなと思いました。釧路市では、中学生に対して3万8千円で、同行者に対しても補助を出すというふうになっています。本人以外にも監督やコーチなど様々いますが、全国大会に出場する中学生がいたとき、そういった方々に対する配慮まで考えていて、引率者に対しても同額の3万8千円と定めていますし、帯広市もかなり頑張って出しているのもあるんですが、もちろん、全国大会を対象にしていない自治体もある中、旭川市はそこも対象にして、今回は上限額も30人分ということで、かなり頑張っているなというふうに思います。

ただ、全国大会でいうと、先ほどの学校教育部の制度と比較しても金額に開きがあるなと思います。今回も相当頑張って引き上げたことは理解できるんですけども、まだまだ差がある、開きがあることについての認識、見解を伺いたと思います。

○田村社会教育部長 文化芸術関係全国大会遠征補助金の今回の改正につきましては、1人当たり

の補助額ではこれまでの約2倍、補助上限額については約6倍に拡充したところでございますが、学校教育部の制度と比較いたしますと、補助額の差は依然として大きいものと認識しております。

同じ中学生でも部活の内容によって補助金額が異なるという現状がございますので、少なくとも小中学生については学校教育部の制度と同じ水準となるよう、制度の充実を目指してまいりたいというふうに考えております。

○中村のりゆき委員 そうですね。今、部長からお話をいただいたように、同じ中学生で部活動によって差がつくというのはあってはならないというのは私も同じ思いでおります。

例えば、それこそ合唱の全国大会もあると思うんですけど、30人編成、40人編成と、学校によって違うと思うんですけど、同じ中学校から合唱も吹奏楽も、おめでとうございました、全国大会に出場できますとなったとして、もしそれが50人編成ずつだと仮定するとどうなるのかというと、合唱のほうは社会教育部の制度に該当しますので、最大で1万5千円で、50人出るけれども、上限は30人分しか出ませんので、45万円です。吹奏楽のほうは、4万円プラス1泊だとしても4万5千円です。全国大会ですから、2泊ぐらいは必要になると思うので、5万円だとしましたら、5万円掛ける50人編成で、上限も別にないので、250万円が出るのです。

合唱が45万円、吹奏楽は250万円です。例えば、同じ学校できょうだいが吹奏楽と合唱に分かれて参加しているなんてことになると、親御さんにしてみれば複雑ですよ。片や、本当にありがたいと。もちろん、2分の1までの補助でしかないんですけども、多分、合唱で出場した親御さんの負担額は相当な額になるかなと思うんですね。ですから、その差をできる限り埋めていかなければならないと思うのです。

今、社会教育部長からもそこを埋めたいという思いをいただいたのですが、ぜひとも教育長にもその見解をお伺いしたいと思います。

○和田教育長 子どもたちのスポーツや文化芸術活動に係る活動につきましては、仲間と切磋琢磨することで達成感あるいは自己肯定感を高めて社会性を育む貴重な機会であると認識してございます。

さらには、全国大会等への出場というさらなる高みへの出場については、技術の向上や精神的な成長、あるいは、貴重な体験を積む場として意義のあることでありまして、部活動等の活動が充実していくことは青少年の健全育成の観点からも重要なことであると考えてございます。

こうしたことから、大会派遣に係る補助を拡充することは、保護者の経済的負担を軽減することにもつながるものであると考えており、先ほど社会教育部長から御答弁申し上げましたとおり、両生徒が同水準となることも含めまして、引き続き、子どもたちの体育活動や文化活動を支援するため、さらなる充実を目指して検討を進めてまいります。

○中村のりゆき委員 旭川の経済はなかなか厳しいところがあるので、世帯収入もそんなに多くないという現状もありますし、就学援助を受けている世帯数の比率も非常に高いと思っております。そうした中で、補助の上限は原則2分の1ですから、そうすると、半分は保護者の負担が必要になってくると思うんですね。

先ほど来、学校教育部の補助が手厚くなっているということはありませんけれども、それでも2分の1の負担をするのは大変だと思うんですね。ですから、もしかしたら、親御さんの中には、家計の事情というか、家庭の事情で、全国大会に行くことが決まっても、うちは出せないよというこ

とで一步引いてしまうことを考えられる方もいらっしゃると思うんですね。

もし子どもがそういった親御さんの姿を見たときに、やっぱり気を遣って、本当は全国大会を目指したいけど、そこまで行かないでいいんだとなるのだったら、それは本当に本末転倒だし、今津市長も今回の市政方針演説でスポーツ王国と叫んでいますから、王国という名にふさわしいように、やっぱり、子どもたちが伸び伸びと全国大会を目指してみんなが行きたいとなってもらい、旭川市としても、どうぞどうぞ、全力で応援しますよというスタンスで考えていかなければならないのではないかなと思うんですね。

今、競技によって支援額が全然違っているということを検証させていただきました。ましてや、北海道中学校体育連盟のものから外れていく競技がこれからたくさん出てくるということを考えると、一定程度の競技については全国大会でも同じぐらいの水準で支援をしていくことが必要ではないのかなと思うものですから、最後に財政を所管している副市長に見解をお伺いしたいと思います。

○菅野副市長 ただいま、特にスポーツに関係する大会の補助金についてのお尋ねでございます。

物価高騰ばかりではなく、経済的に非常に厳しい状況にある御家庭もある中で、今、委員の御指摘にありましたように、家庭の事情で一緒に頑張っているチームとして努力を重ねてきて、その成果として北海道大会あるいは全国大会に出場するというとき、チームの中で一人も欠けることなく一緒に出場したいという思いがある中で経済的な事情で参加できない方がもしいらっしゃると思えば、青少年の健全育成ということもありますし、子どもたちの成長を社会として支えるという意味からも、一定程度、行政の関わりというのは必要なかなと思っています。

実は、私が大学生のとき、あるスポーツ競技ですけれども、何とか頑張って全道大会で勝ち上がって、インカレに出場する機会を得たことがあるんですね。しかし、レギュラーの半分以上が経済的理由で名古屋まで行けないということで、結局、出場を辞退して、順位が次のチームが代わりに出たんです。もう半分大人だったので、気持ちの折り合いをつけることができましたけども、それが小学生、中学生だったら、そして、高校生でも一生悔いが残るようなことになるのかなというふうに私は思うんですね。

そういう意味では、先ほど来、学校教育部あるいは社会教育部の担当者、そして、教育長も答弁されたように、そういうことに対してできる限り支援をしていくことは検討する必要があるというふうに思っていますし、また、中体連のお話もございましたが、例えば、公式の団体が主催するような全国の競技会や大会に出る場合も同じですよ。あるいは、補助の対象者が同じような場合でもできるだけ不公平感のないよう制度が必要なかなと思っています。

これから、学校教育、特にスポーツに関わるような状況が変わってまいりますけれども、行政としてもそこに合わせて必要な検討はしていきたいというふうに考えてございます。

○中村のりゆき委員 今、副市長から前向きな御答弁をいただけたかなと思っています。

全国大会ということではいいですと、もちろん、今、対象にしているのは中学生が多いんですけども、調べてみると、小学生の全国のスポーツ大会も結構あるんですよ。北海道の学校も意外と頑張っていて、例えば、バレーボールなんかは、北北海道代表、南北海道代表なんですよ。全道大会で旭川市のチームは負けましたが、そこで勝ち上がっていれば全国大会になるわけですよ。そうになったとき、4万円の対象になるかという、中学生しかないので、その全国大会に小学生でもし出るとなっても1万5千円の補助しかないんですね。

ですから、中学校体育連盟と吹奏楽という枠組みにしていますけども、そこをもう少し開いてでも、先ほど菅野副市長にはその部分を言っていたのかなと思うんですね。同じレベルぐらいというか、そういう対象となるような大会であれば、基本的には支援額を同じようにしていきたいという思いだったかと思います。

もちろん、体育関係だけでなく、文化芸術関係も同じように考えていただきたいと思いますし、そこも含めて同じレベルの支援をしていただければ、それこそ今津市長に言っていた、文化も含めてですけども、スポーツ王国旭川という市政方針演説とびたっと当てはまるようになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともそういったことも考えていただきたいと思います。

なお、スポーツ振興基金も観光スポーツ部が所管していると思いますけども、今年も3千万円余りの予算を立てていて、出口はハーフマラソンやバーサーロペット・ジャパンということで、結局、積んだお金より出ていくほうが多くなっており、多分、今、基金残高は1億円ぐらいだと思います。そういったものは、多分、ふるさと納税なんかで基金をある程度積めるようになっていると思うんですけど、そういったものも利用できるように考えていったらいいかなと思いますので、そういったことも含めて御検討いただくことをお願い申し上げます。

子育て支援部には大変申し訳ありませんが、ちょうど時間切れになってしまったので、これで質疑を終わらせていただきます。

○塩尻委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時44分

○中村みなこ副委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○石川厚子委員 それでは初めに、子育て支援部に、議案第35号、旭川市子ども総合相談センター条例の一部を改正する条例の制定について、概要をお示ししたいと思います。

○草野子ども総合相談センター所長 議案第35号、旭川市子ども総合相談センター条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法に定めるこども家庭センターの設置に当たり、令和6年4月から、おやこ応援課が担う母子保健機能と子ども総合相談センターが担う児童福祉機能を一体的に発揮する機能として整理していたものを、令和8年度の全庁的な組織機構の見直しと併せて、機構上の組織と位置づけ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要な組織体制の強化を図ることを目的とし、施設名称を変更するほか、施設が所掌する業務に現在のおやこ応援課の業務を包含するよう、所要の改正を行うものであります。

○石川厚子委員 そこで、現在の子ども総合相談センターとこども家庭センターの位置している場所と果たしている役割をそれぞれ述べていただきたいと思います。

○草野子ども総合相談センター所長 子ども総合相談センターは、10条通11丁目、旧常盤中学校の校舎を一部増改築した建物の所在地が施設の位置となります。

現在のこども家庭センターは、先ほど御答弁いたしましたとおり、機能として整理しておりますことから、物理的な場所というものは規定してありませんが、こども家庭センターを構成するおや

こ応援課が執務をしている場所と子ども総合相談センターの所在地がこども家庭センターの場所と言えると考えております。

また、子ども総合相談センターは、児童福祉法に基づく旧子ども家庭総合支援拠点として、子ども・家庭支援に関わり、要支援児童等に対する相談支援、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関との連携、それから、支援調整等を担っており、こども家庭センターは、この子ども総合相談センターの役割に加えて、おやこ応援課における妊産婦や保護者への相談対応、妊娠期から未就学期にわたる切れ目のない包括的支援という旧子育て世代包括支援センターの役割も担っているものであります。

○石川厚子委員 子ども総合相談センターをこども家庭センターに改めるということは、子ども総合相談センターが現在の旧常盤中学校からツルハ旭川中央ビルに移転することなのでしょうか。

○草野子ども総合相談センター所長 本案は、子ども総合相談センターの施設名称をこども家庭センターとし、おやこ応援課の業務を合わせて所掌することによって、機構上、一つの組織として統合を図るものでありますが、物理的な位置をいずれかの場所に統合することは現時点では想定しておりません。

そのため、現在の子ども総合相談センターはこども家庭センターとなりますが、おやこ応援課が現在執務をしているツルハ旭川中央ビルの場所は、引き続き、こども家庭センター *w a k a ・ b a* と、これまでの愛称を附帯して運営してまいります。

○石川厚子委員 資料を提出していただいたんですけれども、市のリーフレットを見ますと、現在、旭川市こども家庭センターの枠組みの中におやこ応援課と子ども総合相談センターが含まれていますよね。これは、新たに条例を定める必要というのはあるのでしょうか。

○草野子ども総合相談センター所長 こども家庭センターは、令和6年4月から機能として設置してきたところでありますが、子育て支援部内には様々なセンターという名称が存在しておりまして、これまでも、附属機関等において、こども家庭センターの中に別のセンターがあるという状態が分かりにくいという御意見があったことや、センター長として配置した部主幹の指揮命令が、機構上、異なる組織であるおやこ応援課と子ども総合相談センターに直接及ばないという状態がありまして、こども家庭センターとして発揮すべき一元的な対応や包括的支援に一定の制限があったことは課題として受け止めております。

こうした点を解消して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や虐待への予防的な対応をはじめ、個々の事情に応じた対応を迅速かつ円滑に実施できるよう、組織体制の強化を図ることを目的として条例改正を提案しているものであります。

○石川厚子委員 私は、いまだに子ども総合相談センターの役割というのがいまいち分からないんですよね。

過去5年間の相談件数の推移と特徴的な役割について改めてお示しいただきたいと思います。

○草野子ども総合相談センター所長 子ども総合相談センターにおける相談件数の推移について、過去5年の実件数で申し上げますと、新型コロナウイルスが国内で感染し始めた令和2年度に、センター開設以来、最多となる1千224件を数えましたが、翌年度から減少に転じ、令和3年度は990件、令和4年度は920件、令和5年度は818件、令和6年度は807件と推移しており

ます。

なお、今年度は、2月末時点の速報値で864件と、前年度からは増加に転じているところです。

このような数多く寄せられる様々な相談に対しまして、当センターでは、相談員等を配置して、相談者の立場や状況に寄り添いながら、相談者のニーズや困り事に対して一緒に悩み、考えるというスタンスでケース支援を行って、子どもの安全確保を最優先した上で、保護者が虐待しないで済むような子育てができるよう、息の長い伴走型の支援を実施しております。

○石川厚子委員 相談件数につきましては、令和2年度には1千200件を超えたということですが、その後、減り続けてきておりますね。ただ、今年度については増えているということでした。

保護者が虐待しないで済む子育てということで、児相とも連携しているというようなことは伺っております。

そこで、ツルハ旭川中央ビルの借り上げに当たってはコストもかかっていますよね。こども家庭センターは、そこから引き揚げて、現在の子ども総合相談センターに移転してもよいのではないのでしょうか。

○草野子ども総合相談センター所長 令和4年10月におやこ応援課がツルハ旭川中央ビルに移転して以降、当該フロアはw a k a ・ b a という愛称の下、妊産婦、子育て中の保護者の方々の妊娠届出や健診の実施場所としての認知が進んでおりますことのほか、おやこサポートウィークエンド事業などを通じて、中心市街地における妊婦や親子の方が気軽に滞在できる居場所としての一面も確立しつつあるというふうに認識しております。

こうしたことに加えて、現在の子ども総合相談センターについては、地域開放スペースのほかに各種相談を受ける個室が10部屋あります。それから、有料で貸出しをしている研修・会議室を3つ備えておりますが、それらの一部を転用したとしても、施設の駐車可能台数が限られるといったことも考慮しますと、現在の子ども総合相談センターに物理的に移転、統合することには課題が多いものと考えております。

○石川厚子委員 今、物理的に課題が多いという答弁だったんですけれども、ツルハ旭川中央ビルを借り上げる際、債務負担行為12億円を設定し、20年にもわたる長期間、賃貸借することに対して、私ども会派は、反対した上、組替え動議を提案いたしました。

動議は残念ながら否決されましたが、そのとき、債務負担行為の期間については一定の期間ごとに検証と見直しを検討すること、さらに、供用開始後も利用者の声を基に、必要に応じて、ソフト面など、柔軟に対応することという附帯決議が付されました。この附帯決議は守られているのでしょうか。

○草野子ども総合相談センター所長 まず、附帯決議につきましては、その後、週末に親子の方にお越しいただけるような事業を組むなどして施設の活用を図っているという点があります。

それから、賃借料についても、その時々状況に応じて見直しをするという趣旨に沿って、現時点で具体的にということではないですけれども、そういった見直しを部として考えていくことになろうかと思っております。

○石川厚子委員 賃借料について、現時点では考えていないけれども、見直しも検討するということですね。

子育て世帯というのは車で移動される方が多いと思うんですけれども、まちなかで駐車をするの

は苦手という方もいらっしゃるんですよね。子ども総合相談センターの現在の場所の近くなれば、駐車場も拡充できるのではないかと思いますので、その点についても再検討していただきたいということを述べまして、この点は終わります。

次に、乳幼児健診について、母子保健推進費の概要と予算額をお示ししたいと思います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 乳幼児健診における母子保健推進費の概要についてですが、乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条に基づき実施しており、母性と乳幼児の健康の保持増進を図るため、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を実施しており、令和8年度からは5歳児健診を併せて実施しようとするものです。

10か月児健診及び5歳児健診につきましては市内小児科医療機関で実施する個別健診の方式で、そのほか、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診につきましてはwaka・baにて集団健診の方式で実施するものでございます。

予算額は4千324万2千円となっており、その内訳といたしましては、健診に従事する医師等の専門職への報酬等として2千365万1千円、10か月児・5歳児健診の委託料と使用料等として1千725万6千円、消耗印刷費及び通信運搬費等を合わせまして233万5千円を計上しております。

○石川厚子委員 現在、就学までに4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月の4回、乳幼児健診を実施しているとのことなんですが、新たに5歳児健診を実施する目的をお示ししたいと思います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 本市で実施している母子保健法に基づく乳幼児健診の回数につきまして、重ねての答弁となりますが、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、令和8年度から実施予定の5歳児健診と、合わせて5回の乳幼児健診を実施となりますが、このほか、学校保健安全法に基づき、学校教育部において就学時健康診断を実施しております。

5歳児健診を実施する目的ですが、現在、3歳6か月児健診から就学時健康診断までには約3年程度の期間があり、この期間について支援の機会を確保することが課題となることがございました。そのため、言語発達や社会性が向上する時期である5歳児の心身の成長、発達の確認を行い、疾病の予防や早期発見、早期対応につなげるとともに、保護者の子育てに関する不安を解消し、安心して就学に臨めるよう支援を行うことを目的として実施してまいります。

○石川厚子委員 そこで、現在実施している4回の健診における受診率をお示ししたいと思います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 現在の各健診受診率につきましては、令和6年度の受診率で申し上げますと、4か月児健診は97.7%、10か月児健診は93.1%、1歳6か月児健診は96.7%、3歳6か月児健診は97.0%となっております。

○石川厚子委員 小児科で実施している10か月健診率はやや低いようですが、それでも9割を超えています。

子どもの成長や発達を確認するためにトータルで5回の健診を実施することは意義のあることだというふうに思います。しかし、生まれてから小学校に入るまでの5回の健診が保護者の負担になりはしないでしょうか。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 乳幼児健診実施の保護者の負担についてですが、乳幼児健診は、子どもの成長段階に合わせて実施しており、おおむね1年から2年に1回程度の頻度であること、また、10か月児健診や新たな5歳児健診はかかりつけ医のいる小児科やクリニック等で受診が可能であることから、保護者には過度な負担をかけないものと認識しております。

また、健診の機会は、子どもの発育や発達を丁寧に確認したり、保護者の育児相談の場であったり、必要な支援につなぐ大切な機会と認識しており、子どもや保護者にとって有益な機会となるよう実施しているところでございます。

今後につきましては、保護者への負担も十分に配慮しながら、子どもと家庭を支える重要な機会として捉え、健診を実施してまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 例えば、1歳6か月健診の場合、対象年齢は1歳6か月から2歳までとなっていると思いますが、予約した日にたまたまお子さんが熱を出し、その後、保護者の仕事の都合ですとか、空きがないなどで2歳を超えてしまっても健診というのは可能なのでしょうか。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 1歳6か月児健診対象者が2歳を超えて健診受診を希望した場合についてでございますが、1歳6か月児健診の対象期間から外れてはしまいますが、子どもの成長、発達を確認する場、保護者が育児を相談する場などとして保護者が希望される場合には受診可能としております。

○石川厚子委員 対象期間からは外れるが、受診は可能ということですね。

受診のしやすさとして、10か月児健診のように個別健診だと利用しやすいといった声も聞きますが、その他の健診も地域の小児科で実施するよう、個別健診でできるようにすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 10か月児健診以外の個別健診実施についてですが、現在の集団健診について、医師による診察だけではなく、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理職などの多職種が同時に関わることにより、子どもの発育、発達や保護者の育児状況を総合的に判断でき、さらに、保護者同士が同じ月齢の子どもを持つ家庭と出会う機会となり、孤立しがちな子育て家庭の交流や相談につながる機会が確保できます。また、健診を通じて子育ての悩みや家庭状況を早期に把握し、必要に応じて子育て支援や発達支援につなげるなど、継続的支援につなげやすいとも認識しております。

このようなことから、子どもと家庭を包括的に支える機会として集団健診方式を基本に実施しているところでございます。

○石川厚子委員 集団健診については、同じ月齢のお子さんを持つ保護者と出会うことにより、私も経験があるんですが、例えば、あら、おたくのお子さん、もう寝返りが打てるの、うちはまだなのよみたいな交流ができ、ちょっと不安に思ってみたり、安心ができたり、そういう保護者同士の交流の場にはなるなと思っております。

新年度から始まる5歳児健診なんですが、5歳というと、間もなく小学校に上がる年齢になってきますよね。その時点で発達に問題があるなどと知らされた場合、保護者は不安になると思いますが、そういった不安には対応できるのでしょうか。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 保護者の不安への対応についてでございますが、就学がイメージできてくるこの時期に子どもの発達等に関して指摘されることにより、保護者が不安を感じる

可能性があることは認識しております。そのため、健診の場で子どもの特性や成長の様子などを丁寧に説明するとともに、保護者の不安や悩みに寄り添った相談対応を行ってまいります。

また、5歳児健診は、課題を指摘することを目的とするものではなく、就学前のこの時期に必要なかつ希望された支援につなげ、子どもが安心してこの先の生活を迎えられるよう支援することも大切な役割と認識しております。

○石川厚子委員 最後に、5歳児健診の今後の展望と課題をお示しいただきたいと思います。

○柴田子育て支援部おやこ応援課長 5歳児健診の今後の展望と課題についてでございますが、5歳児健診実施につきましては、市内の医師をはじめ、幼稚園、保育所などの多くの関係機関の協力の下、事業開始に向けた準備を進めてきている状況でございます。

ここまでの検討準備の過程において、関係機関の皆様の旭川の子どもを大切にしたいという思いが込められているものと認識しており、まずは、5歳児健診を開始し、健診の主目的である子どもの健やかな成長を見守り、保護者も不安なく、親子で安心して生活できるよう、応援することから開始してまいります。

課題につきましては、まずは多くの方に受診していただくよう周知していきながら、実施状況を踏まえ、より効果的な健診の在り方について検討してまいります。

○石川厚子委員 対象のお子さんがある家庭に案内文を送付するというふうにも伺っています。5歳児健診がお子さんにとっても保護者にとっても安心を与える制度になってほしいということを期待しまして、この項目を終わらせていただきます。

続いて、子ども未来リユースバンクについて、子ども未来リユースバンク事業費の概要と予算額、財源内訳についてもお聞きしたいと思います。

○江渚学校教育部学務課長 子ども未来リユースバンク事業につきましては、物価高騰が続く中、子育て世帯において経済的な負担感が増しているスキー用具や制服をはじめとする学用品について、家庭で使用しなくなったものを必要とする家庭へ無償で譲渡する取組でございます。

事業費は、回収や譲渡などに従事する会計年度任用職員の人件費に加え、回収品の管理に係る消耗品費など、468万1千円を計上しており、全て物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

○石川厚子委員 財源は、全て物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということですか。

スキー用具、制服及び鍵盤ハーモニカや算数セットといった教材について、それぞれどのように回収し、どのように譲渡するのでしょうか。

○江渚学校教育部学務課長 回収や譲渡の方法につきましては、対象品の性質に合わせ、適切に受渡しができるよう、検討を重ねているところでございます。

スキー用具については、児童生徒の安全面を考慮し、破損などの不具合を目視で確認できるよう、対面形式での回収と譲渡を行い、制服など、サイズが異なる学用品につきましては試着した上での譲渡を予定しております。

また、算数セットなどの教材につきましては、学校を拠点に各家庭から集めて定期的に回収を行い、希望する学校や保護者へ譲渡する予定でございます。

○石川厚子委員 教材について、例えば、算数セットは小学校の1・2年生しか使わないというふうに聞いていますが、わざわざ回収や引渡しをしなくても、そのまま教室に保管すればいいのでは

ないでしょうか。

○江洲学校教育部学務課長 御質問のございました算数セットなどにつきましては、一部の学校において、保護者から使用しなくなったものの提供を受け、既に教室保管を行っている事例も把握しております。

また、未実施ながら教室保管を希望している学校もございますので、学校間での融通なども視野に入れながら、こうした取組の裾野を広げてまいりたいと考えているところでございます。

○石川厚子委員 既に教室保管を行っている事例もあるということですね。

その場合、算数セットは、おはじきですとか、一つ一つに名前のシールを貼りましたが、そういった必要もなくなるのではないのでしょうか。

○江洲学校教育部学務課長 回収した学用品に名前の入ったシールが貼られていた場合につきましては一旦取り除く必要がございますけれども、教室保管となった共有のものへのシール貼りは不要になるものと考えております。

○石川厚子委員 これも私に経験があるんですけど、シールを一つ一つに貼るというのは結構な手間なんですよ。不要になってよかったというふうに思っております。

神楽地区エコな地域づくり実行委員会では、今年の場合、3月7日から4月4日にかけて、神楽岡地区センターで高校生の制服の譲渡展示を行っています。私も先日行ってみたんですが、神楽中の制服のほかに、北高や西高などの制服が展示されておりました。御自由にお持ちくださいという表示もありましたが、勝手に持っていったいいものかどうか、ちょっと戸惑いもありました。

実行委員会が令和7年度に実施した制服等譲渡会のアンケート結果を見ますと、制服等譲渡会の取組について、大変よかったが80%、制服等譲渡の譲渡方法は、大変よかったが85.7%、今後の開催について、継続したほうがよいが100%となっていました。

市は、こういった地域の取組を把握しているのでしょうか。また、こういった取組に対する評価もお聞きしたいと思います。

○江洲学校教育部学務課長 神楽地区をはじめとします複数の地区において、地域住民と保護者、また、学校が協力し合い、PTA活動の一つとして、長年にわたって、スキーや制服など、学用品のリユースに取り組んでいることは承知しているところでございます。

こうした取組は、家計への負担軽減のみならず、子どもたちの物を大切にする心を育み、環境負荷や持続可能なまちづくりに対し、興味を持つきっかけともなり、大変有意義なものであると受け止めております。

○石川厚子委員 制服や教材のリユースにつきましては、新日本婦人の会という女性団体が10年以上前から求めてきたことなので、評価いたしたいと思います。

この点についての今後の展望と課題をお示してください。

○坂本学校教育部長 子ども未来リユースバンクについては、中核市規模の自治体においては例がなく、新年度は試行実施として取り組み、利用状況や保護者の要望を把握しながら、リユースに有用な学用品の選定に加えまして、効果的な回収と譲渡方法も含めて課題や改善点も整理してまいります。

学用品の種類によっては、学校が保管して活用している事例も数多く、地域においてはスキーや制服の譲渡会が行われてきている経過もございます。

このため、試行実施と取組の評価検証と併せまして、学校や地域、保護者と連携しながら、多くの方々に親しまれ、利用しやすい持続可能な制度の構築を目指して取組を進めてまいります。

○石川厚子委員 中核市では例がないとのことなのですが、お隣の東川町では随分前から取り組んでいるようです。答弁にありましたように、家計の負担軽減とともに、子どもたちの物を大切にすることを育む取組となることを期待しまして、この項目は終わらせていただきます。

次に、学びの多様化学校ですが、学びの多様化学校設置準備費の概要と予算額につきましては、先ほど示されまして、70万3千円とのことでした。

以前の不登校特例校と呼ばれていた頃から私も会派は不登校特例校の設置を求めているので、設置に向けた準備を進めるということについて評価いたしたいと思います。

ただ、なぜ不登校特例校から学びの多様化学校へと名称が変わったのでしょうか。

○中山学校教育部教育指導課主幹 文部科学省が令和5年3月に取りまとめました誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランにおきまして、より子どもたちの目線に立ったふさわしいものとする示されまして、全国の不登校特例校の児童生徒や教職員に対し、新たな名称の募集が行われまして、学びの多様化学校という名称が決定されたものと認識しております。

○石川厚子委員 不登校特例校の児童生徒や教職員から公募をしたということで、珍しい例かなというふうに思いますが、どういった児童生徒が対象となるのでしょうか。

○中山学校教育部教育指導課主幹 対象となります児童生徒の範囲につきましては、文部科学省が作成いたしました手引である学びの多様化学校の設置に向けてにおきまして、病気などの理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的な要因により、学校に登校しない、したくともできない状況で、年間30日以上欠席している不登校状態の児童生徒、または、30日近く欠席している不登校傾向が見られる児童生徒と記されているところでございます。

○石川厚子委員 30日以上、または、30日近く欠席している児童生徒が対象ということでした。

文部科学大臣が指定した特別な教育課程を編成するということなのですが、どういった内容なのか、改めてお示しいただきたいと思います。

○中山学校教育部教育指導課主幹 学びの多様化学校におきましては、文部科学省の指定を受けまして、不登校児童生徒の実態に配慮し、特別な教育課程を編成できることから、不登校児童生徒が登校しやすいよう、年間の総授業時数を削減し、ゆとりある日課とするとともに、ものづくりや農業など、本市の強みを生かした体験活動や対人スキルの育成など、特色ある教育課程を編成してまいりたいと考えているところでございます。

○石川厚子委員 全国初の市立の義務教育学校を予定しているようですが、なぜ、小中一貫校ではなく、義務教育学校を目指すのか、お示しいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育指導課長 義務教育学校につきましては、一つの教職員組織で運営されており、従来の枠組みにとらわれない柔軟な学年の区切りによる教育課程の編成や学習内容が難しくなる学年に合わせた重点支援を行うことができることから、不登校の要因の一つとされている中学校進学に伴う環境の急激な変化、いわゆる中1ギャップを抑制しまして、9年間の切れ目のない一貫した支援を効果的に展開できるものと考えております。

○石川厚子委員 そうですね。小中一貫校ですと、あくまでも小学校は小学校、中学校は中学校

となると思うんですけども、9年間の一貫した義務教育学校を目指すということですね。

現在、不登校児童生徒の中にはゆっくらすに通うこともできない子どもたちもいると思うんですが、そういった児童生徒が学びの多様化学校に通うことはできるのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 学びの多様化学校につきましては、従来の学校生活になじめず、学びにアクセスできない児童生徒が対象となりますことから、旭川市教育支援センター、ゆっくらすに通所していない状況であっても通学可能であり、不登校の児童生徒がこの学校なら登校して学びたいと感じる魅力ある学校を目指し、準備を進めてまいります。

○石川厚子委員 先ほど、学びの多様化学校では、年間の総授業数の削減ですとか、ものづくりや農業などの体験活動に取り組むといったことでした。

逆に、今、普通の小中学校に通っているお子さんたちで、こっちのほうが魅力的だと通いたがるお子さんも出てくるのではないのでしょうか。

○工藤学校教育部教育指導課長 学びの多様化学校につきましては、不登校及びその傾向のある児童生徒が対象となるため、該当しない児童生徒は、これまでどおり、校区の小中学校に通学することとなります。

学びの多様化学校での取組につきましては、全ての児童生徒の支援に役立つものと考えておりまして、研修会などを通じて得られた知見を全校に還元し、本市全体の教育環境の充実を進めてまいります。

○石川厚子委員 学びの多様化学校に通いたいがためにわざと不登校になるようなお子さんが出ないことを祈っております。

少人数制とのことなんですけど、1クラスは何人を想定していますか。

○工藤学校教育部教育指導課長 1学級の児童生徒数につきましては、一人一人にきめ細かな支援を行うことができるよう、少人数が望ましいと考えておりまして、今後、外部の専門家も交えた検討委員会を設置いたしまして、具体的な検討を進めてまいります。

○石川厚子委員 人数ははっきり示されませんでしたけど、全国的には1クラス10人から15人のところが多いというふうに伺っています。

以前、旭川市もほかの自治体に先駆けて少人数学級を実施してまいりましたが、この間の経緯をお示しいただきたいと思います。

○山下学校教育部教職員課長 少人数学級につきましては、児童の状況に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、市で独自に教員を任用し、国が定める標準の人数より少ない人数での学級編制を令和6年度まで行ってまいりました。

平成24年度に小学校1学年で30人学級をモデル的に開始し、その後、段階的に1学年と2学年の30人学級、3学年と4学年の35人学級を独自の取組として実施してきました。

その後、教員の確保が難しくなってきたことから、平成30年度からは、学級編制の人数を見直し、1学年と2学年は32人学級、3学年と4学年は37人学級として実施してきたところであります。

令和3年の義務標準法の改正により、小学校については全ての学年で段階的に35人学級が実現され、令和4年度と5年度は、本市独自の取組として1学年と2学年の32学級のみ実施し、令和6年度は、経過措置として、令和5年度の1学年が対象となった小学校に限り、学年進行で持ち上

がる2学年のみを対象に32人学級を実施してまいりました。

○石川厚子委員 ほかの自治体からも高く評価されていた少人数学級を令和6年度でやめてしまったということなのですが、なぜせつかくの少人数学級をやめてしまったのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 本市独自の少人数学級については、特別支援学級の数が増加傾向にあることや国の小学校35人学級の実施、高学年における教科担任制の推進などにより、教職員定数は児童の生徒数の減少ほどに減っていない状況も見られることや教員採用の志願者数が減少傾向にある中、必要となる市費負担教員を毎年安定的に確保していくことは非常に難しいことから、事業の継続は困難と判断し、終了することとしたところであります。

○石川厚子委員 教員不足ということなんだと思いますけれども、学びの多様化学校については教員を確保できるのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 学びの多様化学校の教員につきましては、道費負担教員となりますので、北海道教育委員会と情報を共有し、連携を図りながら必要な人員を確保してまいります。

○石川厚子委員 かつて、教員といえば、子どもたちにとって身近な存在であるとともに、憧れの職業であったというふうに思うんですよ。この分科会にも教員出身の方が3人いらっしゃいますけれども、今、学校という職場がブラック企業といったイメージがありますよね。

教職員の働き方に問題があるのではないかなというふうに思うんですが、そのことに対する認識をお示しいただきたいと思います。

○坂本学校教育部長 本市では、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境を整備するため、これまで、働き方改革推進プランに基づき、様々な取組を進めてきております。こうした取組により、時間外在校等時間も減少傾向にありますが、全ての教職員において長時間勤務が解消できている状況にはないと受け止めております。

教員がゆとりを持って子どもたちと向き合い、健康でやりがいを持って働くことができる魅力的な職場づくりが重要でありますので、引き続き、校務の効率化や学校運営体制の見直し、部活動指導員の負担軽減など、教職員の働き方改革を着実に進めてまいります。

○石川厚子委員 今、部長が言われた部活動指導員の導入などにより、少しでも、教員の負担も軽減されているというふうに聞いています。

ただ、教員も減っているんですが、子どもの数も減っていますよね。もう一度、旭川市独自で少人数学級に取り組むべきと思いますが、見解をお示してください。

○和田教育長 一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行う上では学級編制のさらなる少人数化が望ましいと考えてはございますが、教員の成り手不足が深刻化する中、必要となる市費負担教員を安定的に確保し、市独自に実施していくことは難しい状況でございます。

少人数学級につきましては、現在、国において小学校の全学年で35人学級が実施され、今後は中学校でも段階的に進められる予定でございますが、学級編制のさらなる少人数化に向けまして、引き続き、国や北海道に対し、教職員定数の改善の要望を行ってまいります。

教育委員会といたしましては、児童生徒へのきめ細かな指導が行えるよう、学びの多様化学校の設置検討をはじめ、本市独自の取組といたしまして、特別支援補助指導員やスクールライフサポーターの配置拡充といった専門スタッフの配置による教育環境の充実を図りながら、しっかりとその取組を進めてまいります。

○石川厚子委員 市独自の少人数学級の実施は難しいという答弁でしたが、コロナ禍のときに時間差登校などで1クラスの人数が半分になったこともありましたよね。何とか実現の道を模索してほしいと述べまして、この項目については終わらせていただきます。

最後に、社会教育部にお尋ねします。

文化施設等整備費の概要と予算をお示しいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 新文化ホールの整備に向けた文化施設等整備費は、昨年度より始めております基本計画を策定するための費用として、事業費は848万6千円でございます。

内訳は、基本計画の策定支援の委託費や基本計画策定検討会の開催に係る報償費、また、先進事例調査に係る旅費などとなっております。

○石川厚子委員 市民文化会館整備基本構想では2025年度末までに基本計画を策定することとなっていますが、なぜ遅れているのでしょうか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 令和5年度に策定しました基本構想の段階では、基本構想の策定後に2年間で基本計画の内容を検討し、今年度末までには策定する予定でありました。

その予定では、今年度4月よりイメージ模型を2つ作成し、文化会館のエントランスホールで展示しながら説明会を開催し、あわせて、ホームページなどから、1か月間程度、新文化ホール整備への市民意見の募集を見込んでおりましたが、常任委員会などから、若い方々やこれまで文化会館を利用したことがない方など、幅広い市民の意見を聴取するようとの指摘を受け、商業施設や学校などにも模型を持ち込み、意見聴取や建て替えの議論を進めていることのPRなどに予定より時間を要したこと、また、検討会の議論において、基本構想で定めた施設を目指すためには、施設の規模や内容の議論の前に、施設運営の考え方など、管理運営面についても議論が必要となりましたことから、丁寧に時間をかけて議論を行うこととなり、予定よりも策定期間を延長したところでございます。

○石川厚子委員 管理運営面についても議論が必要になったなどの理由で遅れているということですね。

この間、検討会を9回重ね、2回目の検討会が令和6年7月だと思いますが、ここで新文化ホールの建設地として旧総合庁舎跡地が妥当と位置づけられました。その後、グループディスカッションで協議を重ねてきたことと思いますが、こういった話合いが持たれたのでしょうか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 昨年度につきましては、建設予定地決定後、検討会の参加者の皆さんで建設予定地周辺を歩きながら周辺の隣接する施設の立地状況や道路状況などを確認し、その後の検討会では、その周辺状況にふさわしい、例えば、利用者、また、搬入車両の出入口、ホールの位置など、まずはそういった平面プランを作成しまして、その次の検討会では、利便性よく使えるよう、ホールや活動室などの各部屋は1階がいいのか、2階がいいのか、また、そのつながりなど、立体的な位置関係についての理想の姿を議論するなど、イメージ模型を作製するための検討を行いました。

今年度では、イメージ模型を活用した意見聴取の結果報告をはじめ、約5か月間で集まりました約500件の市民意見について分析やまとめをし、意見をどのように反映していくのか、検討会で2回の議論を行いました。

その後は、市民意見を43種類の事業や活動に整理しまして、基本構想が示すふさわしい施設になるためにはどのような事業や活動が行われる施設となるよう目指していくのか、その43種類の内容について、メリットやデメリットなどの議論をするため、ワークショップ形式の検討会を2回行いました。

今月末に予定しております今年度最後の検討会では、新年度から始めます施設の具体的な規模や内容の議論の準備に向け、市民意見を含むこれまでの議論を踏まえた事業や活動、また、管理運営など、施設の使われ方となる方向性についてまとめる予定でございます。

○石川厚子委員 約500件の市民意見が寄せられたということで、市民の関心が大変高い事業だというふうに思います。

公共施設等総合管理計画では、老朽化した施設の建て替え自体は否定しておりませんが、延べ床面積の縮小を目指しております。現在の文化会館より小規模になるのでしょうか。公共施設等総合管理計画との整合性をお示しいただきたいと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画では、公会堂について、文化会館との機能集約を検討することとなっております、今後の検討会においてその具体的な内容について議論を行う予定でございます。

このような状況でありますことから、新文化ホールの延べ床面積が現在の文化会館より小規模になるかどうかにつきましては現段階で判断できないところでございますが、公共施設等総合管理計画の方針の一つでもあります持続可能な都市運営のため、必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図る視点のほか、公会堂のような同類施設を集約して総面積を減らすことなどにより、整備に必要となる国の補助金を獲得できる制度などもあると伺っておりますので、財源確保の観点からも延べ床面積の在り方については留意しながら検討を進めてまいります。

○石川厚子委員 現在の文化会館より小規模になるかどうかはまだ分からないということなんですが、現在の文化会館と公会堂を集約すると国の補助金を確保できるということですね。

次に、手法についてお伺いしますけれども、PPP、PFIなど、民間の活力は活用する見込みなののでしょうか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 本市のPFI活用指針では、施設整備が10億円以上であるなど、一定の条件を満たす場合はPFIの検討を行うこととされておまして、当該事業も該当するものと想定されますことから、この指針にのっとりまして整備費用などの検討項目を踏まえた簡易検討が実施される予定でございます。

この簡易検討によりましてPFIなどの手法の導入に適すると評価された場合には、PFI導入検討会議に諮られ、PFI導入可能性調査の実施の可否が判断されます。さらに、PFI導入可能性調査へ進み、PFIなどが適切と判断された場合には民間活力の活用に進むものと考えております。

一方で、簡易検討あるいはPFI導入可能性調査においてPFIなどが適切ではないと判断された場合には従来型の整備手法により進められるものと考えております。

○石川厚子委員 PFIでできるものはPFIでやりなさいよというのが国の方針だということは重々存じております。

基本計画はいつ策定される見込みなののでしょうか。また、基本計画策定の遅れにより、新文化ホ

ールのオープンはいつになる予定なのでしょうか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 新文化ホールの基本計画は新年度に策定できるよう目指して取組を進めてまいります。

また、施設のオープンにつきましては、現在、基本計画を策定している段階でございまして、事業規模や施設の内容なども決定していない状況の中では判断できないところでありますが、基本計画の策定後に事業手法について検討し、決定された後に整備スケジュールが見えてくると考えておりますので、その段階においてオープンの時期が明らかになってくる予定でございます。

○石川厚子委員 最後に、教育長にお尋ねしますが、以前、公会堂の取壊しについて大きな反対運動が起きましたよね。公会堂と現在の文化会館を集約化するとすると、やはり、反対される方が出てくるといことが予想されます。そうすると、建設がますます遅れるのではないのでしょうか。

建設年度を見ますと、文化会館が1974年、公会堂は1958年で、私よりも年上ですね。ちなみに、総合体育館は1979年で、文化会館より5歳若くなっております。

この事業はそんなにゆっくり進めてもよい事業だというふうには思えないんですよ。新文化ホールの方向性について、教育長の見解をお伺いします。

○和田教育長 新文化ホールにつきましては決してゆっくりという思いで進めているわけではございませんで、先ほど部長からも答弁がありましたとおり、事情がございまして、今回、1年間の猶予をいただいて、基本計画を新年度中につくるということで進めさせていただいているところでございます。

今後につきましては、基本計画が新年度に策定できるようにしっかりと取り組んでまいりますので、ぜひ御理解をいただきたいと存じます。

○石川厚子委員 今述べましたように、現在の文化会館というのは総合体育館よりも古いんですよ。今、市長は花咲の新アリーナを先に進めようとしていますけれども、果たしてそれがいい順序なのかどうなのか。これ以上は述べませんが、そのことも含め、理事者の皆さんには文化ホールの建設についても早急に検討していただきたいということを述べまして、以上で総括を除いた部分の質疑を終了させていただきます。

○塩尻委員長 それでは、少々早いですけれども、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時40分